

國第二十二回 參議院商工委員會會議錄

昭和三十年七月三十日（土曜日）午前  
十時六分開会

出席者は左の通り。

理事

### 本日の会議に付した案件

続審査要求の件

臨時措置に関する法律案（内閣提

石炭礦業合理化臨時措置法案（內閣

1

り開会いたします。

立方策に関する調査につきまして

要要求書を議長に提出するとともに、

卷之三

委員長(吉野信次君) 御異議がない

品めまして、どう決定いたします。

11

○委員長 吉野信次君 次に、本委員会に付託されておりまする法案があと二つござります。一、砂利採取法案。二、特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案、これは予備審査でござります。三、百貨店法案。四、百貨店法案。二つございますが、衆議院の方の法律の第十八号と第六十七号、これが両方とも予備審査でございます。五、下請関係調整法案、これも予備審査でございます。六、ガスの普及に関する臨時措置法案、予備審査でございます。

この法律案を継続審査にするかしないかということは、正確に言いますと、衆議院の方の方々にの関係でござりますのですが、もしできましたらこれを継続審査要求書を提出するならば、その提出するかしないか、並びにその手続というようなことを、会期切迫の折柄でございまするから、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉野信次君) 御異議がないと認めます。それではさよう決定いたします。

○阿木根登君 大臣に御質問申し上げます。私が、きのう相当長時間質問があつておりますので、あるいは重複するかと思いますが、

ない点がござりまするので、具体的に御答弁を願います。昨日同僚議員の海野君からの質問がありまして、いわゆる関税は縮少しておいてそうしてこういう法案を作ることは、中小企業にしわ寄せを持ってくる。たとえば石炭にいたしますと、終戦直後のあの混乱時代に工員を集めるために、あるいは社宅を作る、あるいは施設を作るといふことで、鐘、太鼓で工員を集めておいて、そうして今度は一部の人は最高所得者になるというような批判まで受けてきて、その結果はたくさんの労働者が首を切られるような結果になつた。今度は重油を無税に入れておいて重油業者がまた最高所得額の人になつてくるというふうにのし上つてくる、こういうときに一割の税金をかけるようになつておる法律をわざわざ六分五厘下げておいて、こういう法律を出されたということは、中小企業にしわ寄せされる何ものでもないのではないか、こういう御質問がありましたら、大臣の答弁では納得できませんので、一割しか得られなかつた、いわゆる関税復活ができないかった理由を御説明願いたい。

があります。結局今度は関税を上げようとなれば、陸上、ことにボイラーの方面に使われるものが関税を上げられるということになります。その場合にどうも水上の方は無税、陸上の方は急激な、とにかく今まで定率法を停止しておったということが習慣になつておる。それが急に定率のままに引き上げるということになりますと、やはりそこにフリクションが大き過ぎると思ひますので、はなはだまぬることでありますたけれども、関税を定率法まで持つていかずには低いところで、一応一年間様子を見まして、どうせ来年改めなければならぬから、その場合に考慮いたしたいとかように考えております。

○阿具根登君 くどくなりますが、それでは今の油の値段は適正であるとお考えになつてゐるか。たとえば石炭につきましては少し上げればこれを押えるような方法をとられてきた。いわゆるこれが法でなかつたにしろ、石炭の高炭価問題が世上にやがましくなれば、重油の奨励をして重油を入れて石炭の炭価を下げてきた。こういう方法をとられてきたが、今の御答弁では、関税をかければ水産業者に直ちに高い油をやらなければできない結果になる。私たち水産業者に高い油を売ることは全く反対でございますが、今の油の値段が適正であるかどうかという点について率直に大臣の御答弁を願いたい。

○國務大臣(石橋謹山君) この間からこの委員会においてもしばしばお話をありましたように何と申しましても、

現在はほとんど全部が外国からの輸入でありますので、その関係で今の日本の油が果して適正であるかどうかといふことは、いささか疑問がないではありません。ことにガソリンのごときは比較的税も安いから外国と比較してでありますから、精油あるいは輸入業者が利益を相当得ておるということを事実でありますから、これは今までも行政指導でなるべくこれを安くやるよう、たとえば水産業において安くやるよう指導はして参つております。今後もそういう方向で……。それからさらに外国の油にしても、なるべく違う方面からの外国のものが入るようにして、その間の競争をさせる、あるいは国内の重油ができるだけ増産をするという方法で、結局経済的な力でこれを下げていくことが根本であろうと思ひますからそういう方式を考えたいと思ひます。

されないような現状であるわけでございます。ドイツにおきましては一億数千万トン、英國におきましては二億トンをこしておる今日、日本がこういいう現状でしかも合理化法案あるいはボイラーの制限法案等を出さなければならぬような実情になつておりますが、今の炭鉱の労働者はこれでも最低の生活をしておると私は思つております。たとえばお互い給金で生活をしておりますが、暑いとはいながらこういうりっぱなところで仕事をさしてもらつておる。なお各官府すべての人々に考え方を持っていきましても、この暑さより以上の暑さの坑内で眞っ黒になつて命をすり減らして働いておる人が、ずっと下の生活をしておる。その賃金を五年間もそのまま据え置きにしなければならないということは、私は石炭企業が私企業ではもうやつていけないようになつておるのだ。おそらくこういう無理な法案を出されても、これはまた形の変つた法案にならなければならぬようになると思うのでござりますが、石炭政策が今のようなあり方でいいかどうか、その点につきまして御答弁願います。

ら、その点においては努力をいたす覚悟はいたしておりますが、現状においては何と言つても御承知の通り一応かのような法案によりまして調整をはかつて、その間に需要の増進もはかり石炭企業の確立をしていきたい、かように考えてこの法案を出しております。労働者等の問題につきましても全くお話しの通り同様に私も考えております。  
○阿具根登君 エネルギーの問題で同僚三輪委員から質問がございましたが、五年間の計画を見ましても一・三五トン、こういうことであるといたしますならば、この法案で重油を幾分規制されたにいたしましても、五年後の四千九百万トンの石炭と、また五年間の間には私はこれで規制するような重油はそう大した期待はできないと思ひますので、おそらく一・三五の個人当たりエネルギーの消費量ではこういう問題がまた起つてくると思うのでございます。昨日の大臣の答弁でも、それはわかつておるけれども、急激にそれを変えることはできないと言つておりました。それも私はわかります。しかしながら、アメリカの八分の一あるいはドイツの三分の一、英國の四分の一、こういうことを考えます場合に、これが急にできないとは言いながら、それに対する大きな抱負を持つておられるはずと私は思つ。それは実現が困難であるけれども、著実しなければならないという抱負を持つておられると思いますが、その点お聞かせ願いたいと思います。

にしなければ、日本の現在の失業者を吸収して、生産をふやして、国民生活を向上するということは困難だと思いません。その点については政府においても、例の経済六ヵ年計画といふようなものもいろいろな御批判がありますが、そういうところを目指して一つ強力にいきたいという考え方であります。その点は私、個人としてはかねがね同様に、あなたと同じように考えておりますので、これは全努力を払いたい、かよう考えておられます。

○阿久根登君 何か具体的にお示し願えるかと思っておりましたが、御承知のように衆議院ではわが党は石炭の安定法案を出しておられます。これも万全であるとは決して思っておりませんが、こういうことについては大臣はただいまのお言葉から考えましても積極的に御協力願える、取り上げていただけると思いますが、いかがですか。

○國務大臣(石橋湛山君) これは私も近代化の促進ということはぜひ必要がある、かように考えております。これは政府としますと財政とか何とかいろいろのことと、私個人がどう努力いたしましても、いろいろの関連があり、ますから、すぐにあの案を呑んでいくという御回答もできかねると思いますが、けれども、私はもう全面的に賛成であります。

○阿久根登君 わかりました。それで今度は法案の内容について一点どうぞ申し訳ないところがござりますので、御質問申し上げます。提案者がおられませんために、大臣に御答弁を願いますが、昨日の提案者の説明では、第四条でございますが、第四条は大臣の御意向も聞いて、そうして俗な言葉

ときにはこのボイラーをぶち切つてや  
ろう、夕方ごきげんの悪いときはこ  
こをどうしようというようなことと  
なっては困るからというようなこと  
で、こうすることをしたのだと、しか  
もこれによつて大臣の気持はちつとも  
変わらないということを言われたが、事  
実そうであるかどうか、御質問申し上  
げます。

○國務大臣（石橋湛山君） 四条につき  
ましては大体その通りでありますと  
いろいろ質問の間にも私どもは重油ボ  
イラーの規制はいたしますが、たとえ  
ばこの中小企業に属しますが、染色、  
陶器つきましては、どうしても重油を  
使わなければならぬ、そうしなければ  
品質の均齊なものができなくて輸出  
にも不便をきたすというようなお話  
は、これはむろん初めからわれわれは  
そういうものまでも切つて捨てるとい  
う考えは持つておらぬ。ですからこ  
に二号にわたつて書いてありますよう  
に、また第一号の重油ボイラー以外の  
ボイラーを持つてゐるかどうかといふ  
のがありますか、これも私どもはこれ  
は不可能をしいようと考えてゐるわけ  
じゃありませんから、むろん重油ボ  
イラー以外の予備ボイラーを持つてい  
るかどうかといふことも考慮に入れて  
考え方、またそのほかの生産関係等  
についてはむろんの話でありますから、  
そういうことをしばしば繰り返し  
て申しております。従つて第四条につ  
いては私が申しましたことが大体衆議  
院の修正案に、文章に載られたと言つ  
ても差しつかえないかと存じます。

○阿・具根登君 私はただいまの大臣の  
御答弁は全く意外に感ずるのでござい

修正の第四条の問題で骨抜きになつてます。なぜならば私は今言われました  
いると私は思うからでございます。私は大臣の御答弁はもつと違う方面を期  
待しておりました。非常に危険はある  
けれども、いわゆる予定されている七  
十万なら七十万は何とかこれで確保し  
なければならぬ、こういうよう御  
答弁になると思っておりましたが、意  
外な御答弁であったので、残念に思  
うのでござりますが、それならとの法律  
案の第四条は、政府の提案された字句  
とあとの字句とがほんとうにマッチし  
て法案になつてゐるかどうか、私は疑  
問を持たざるを得ないのであります。  
当初申し上げましたように、こうい  
う法案を出されるときには、相当無  
理を覚悟でされてゐる。極端に申し  
上げますならば、重油専焼缶を切りか  
えねばできないのだというお考えが、  
これに私は盡られておつたと思うので  
ございます。ところがきのうの修正提  
案者の説明に率直に申されたごとく、  
自由党ではこういうやつを規定づけた  
いと、こういうことを言われております  
す。それから各党間の修正でかくなつ  
たということを言われておりますのは、  
いわゆる骨抜きになつたのだと思うの  
でございます。なぜならば第四条の二  
項のところで「生産若しくは加工に係  
る製品の品質を損じ、又はその品質に  
与える影響のため輸出に支障を及ぼす  
こととなるおそがないかどうか」と  
いうことは、そういうおそれがあるも  
のはやつてはいけませんということだ  
と私は解釈します。そうすると第一項  
の方は「重油以外の燃料を使用するこ  
とができるボイラーを設置してあるか  
どうか」ということは、設置している

ボイラーであるならばいいけれども、重油専焼缶だけのところはこれは困る、こういう意味だと思うのでござりますが、一つ大臣の御答弁と衆議院の山手先生、おみえになつてある上うでござりますから、御答弁願いたいと思ひます。

○衆議院議員(山手満男君) いろいろ御議論もあるうと思いますが、この第四条にござりますのは、抑制する必要があると認めるときは処置をするといふことでございまして、その必要があると認めたときというのが非常に抽象的で明らかでございませんので、一、二、三と箇条に書きまして、もう少しどういう必要性なりそのほかの場合を、法文に明記して明らかにしようと、いろいろな意図で、いろいろ議論はございましたが、どういう修正をいたしました次第でございます。大体さつき大臣が答弁をされました通りでございまして、私どもは政府が考へている規制措置をこの一、二、三と明文にしたことによつて、一そら明らかにしたにすぎない、こういうふうに了解いたしております。

○阿具根登君 政府の方は、

○国務大臣(石橋湛山君) 重油ボイラーを全部思い切つて規制すれば、御承知のよう百八十万キロリットルぐらいの規制に相なるのであります。それがわれわれの計画は大体七、八十万キロを制限しようとして、こういうので、実は初めからそう無理をしいる、これは実際中小企業などに対して無理だと思いますから、どう無理をしいるつもりはございませんし、また技術的に申しても、さつきの染色というようなものがあることを承知しておりますが、

重油ボイラーや以外のものに指示をいたしまして切りかえるような場合にも、十分そういう諸条件を勘案をして慎重にいへ、どうしたことでございまして、さつきの大臣の御答弁の通りでござります。

○阿久根登君 そうしますと、私は法律家じゃないので、この法律の文章がよくわからないのですが、法制局を呼んで聞こうとまでは思いませんが、この文章と修正されたとの追加文とはこれは一致しておるでしょうか。どうも私は何か木に竹を継いだような感じがいたしますが、どうでしよう。

○衆議院議員(山手瀬男君) 私どもは一致しておりますが、さつきも言いましたように必要があると認めるときこの指示をするわけありますが、それはもう少し、ただばく然とこの際はすでに設置したものをおこうふうに改造の指令をしたり何とする場合でありますから、やはりいろいろな点を十二分にしんしゃくして、指令をしてもらわなければいけんということで、こういう例示をいたしたわけでございまして、金然一致をいたしておるつもりでございます。

○阿久根登君 最後に念を押して聞くようでございますが、この第四条を修正なさるときには、これは七十万千瓦の重油を規制するというごとよりも、規制できないようにするというのが皆さんの考え方の根本になつておつたと思いますが、そうですか。重ねて……。

○衆議院議員(山手瀬男君) いや規制

をできないようにするということではなに、まあどういうことでむちゃくちやんに大きな権限をばく然と与えましても、さっきもお話をありましたように、計算をしますと、百何十万トンといふようなボイラーの量を使はなければなりませんから、むちゃくちやんに切られてもこれはまた困る。特にこの二号にありますよな輸出の問題とか、あるいは事業の操業度の問題とか、あるいはボイラーレ改造しますためにかかる経費や、いろいろな問題を勘案をいたしますといふと、十二分に慎重に、現実に即したよだにやらす必要がある、こういふ考え方で、まあ慎重にやらす規定を作ったというだけで、特に重油の制限をすろことができないようにしようと申しますと、大体三分の一弱ということになります。

○阿見根登君 大臣じゃなくて事務局の方にお尋ねしますが、これによつて七十万キロの重油の節約をしよう、こういふことでござりますが、七十万キロと申しますと、日本の重油ボイラーの何パーセントくらいに当りますか。

○政府委員(川上篤治君) ボイラーエ全体だけで使います油が大体大臣が先ほどお話ししましたように、百八十万ないし百八十五万キロリッター程度でございます。ですから七十万キロリッターと申しますと、大体三分の一弱といふことになります。

○阿見根登君 わかりました。昨日の栗山委員の御質問が残つておったと思いますが、私からこれを言るのは恐縮ですが、その点もお聞かせ願いたいと思いますのは、六条の審議会の委員の構成はどういうふうにお考えつきに

九  
六  
九

○政府委員(川上為治君) 昨日私は委員の数としましては十名ないし十五名程度というふうに申し上げましたが、その後いろいろ検討し、相談をいたしましたところが、それではちょっとやはり少いのじゃないかというふうに考えまして、組織としましては、委員の数としまして二十名以内、それからなお専門事項について調査させるために専門員を若干名置くということにいたしまして、委員のうちから会長を一人置くと、委員の任期としましては大体ほかの例もそうなっておりますが、一年程度、それからこの審議会に部会を置く必要があるのじゃないか。その部会というのは第四条の場合におきましては重油の転換関係でございまして、それから第六条は緊急な要途に対しましてのあるいは出荷についての勧告とか、あるいはその価格についての勧告とか、そういうようなことをしないければなりませんので、この仕事が若干違いますので、部会を二つ置く必要がありはしないだろかというふうに考えまして、部会を置くということにいたしたわけでございます。それから問題になりました委員の選定基準につきましては、どういう基準でゆくかということをいろいろ検討したのです。が、やはりこれは重油に関する学識経験者ということになっておりますが、利益代表から選ぶということはどうかを考えますので、次の範囲によつて選ぶ必要があるのでないかというふうに考えまして、第一は、ボイラー及び熱管理に関する専門技術家、これはたとえば機関士協会とか、あるいはその熱管理協会とか、あるいは燃料研究所

者が、そういうものを数名考へる、それから第二には、産業界における学識経験者、これにつきましてはいわゆる利益代表といふ方面に傾かないように、たとえば商工会議所あるいは經濟団体連合会、あるいは中小企業関係の団体、そうした方面的エキスパートをもつてくる必要があるのではないか、これもあり大体數名と、四五名と考へております。たとえば商業會議所におきましても、やはり燃料部会といふものがありますが、それから経団連におきましてもやはり燃料部会といふのがありますからも総合的に検討しておりますので、そういう方を入れる必要があるのではないか、それから第三は、學界の専門家、学界におきましてもたとえば技術方面、あるいは重油の流通方面、そちらの方面についての専門家を入れらるどうか、これも數名と考へております。それから関係官庁につきましても、やはりこうした方面的の関係の人をやはり入れた方がよくなはないか、たとえば輸省とか、あるいは農林省、通産省、大蔵省とこうした方面的職員を數名入れて、そうしまして合計大体二十名以内でやつてゆきたいというふうに考へております。

であります。ですが私は二十名もの審議会委員ができるとするならば、その中にいわゆる各界の代表が數名おつて、そしてその立場の主張をするものを大多数の人が学識経験者が判断してゆくのが一番正しくなるのではないかと想うのでございますが、その点はいかがですか。

○政府委員(川上篤治君) 昨日もその問題につきましてはいろいろ御意見がありまして、やはり利益代表という方は避けた方がいいのじゃないかというような御意見もありますし、またいやその利益代表も適当な人数をそれぞれ出したらしいのじゃないかという御意見もあつたわけなんですが、まあわれわれとしましていろいろ検討をしてみますというと、先ほども申し上げましたように産業界における学識経験者と、たとえば経団連の燃料部会の方をやつておる方々などにおきましては、両方につきまして相当学識なりあるいは経験を持っておられる人がおりますので、そういう人が入つて参りますれば、それでまあよろしいんじゃないだろうか、そういうふうに考えまして、一応この案としましてはなるべく利益代表からは入れないで、公正な中立的な立場にある人を入れた方がよくはないかというふうに考えまして、そういう案に一応いたしたわけでございます。

○阿具根登君 私は当初提案者にお尋ねしました四条も六条も含んで、この法案に対して骨抜きをされておる、という感覚をもつて書いておりますから、間違つておつたら御指摘を願いたいと思いますが、ただいま言われたもの、この法案に書いてある審議会の

議員も、重油に関する専門家たる者とし  
うならば、極端にいいうならば重油の利  
益代表者だと私は考えざるを得ないの  
でござります。これが燃料に関する学  
識経験者といたならば、だれだってわ  
が田はかわいいです。いかに学者とい  
えどもわが田はかわいいと思うんで  
す。そうすればこれは公正な審議会で  
はなくなるのではないかと、かような  
考えをいたしますが、これは提案者の  
方から御説明願つた方がいいかと思  
います。

は、極端にいふは不益代表にしかならぬではないでございませんか。そういう公平な立場からならば、何も学者を私は疑うわけではございません。しかし神様でない学者の方がよその専門分野といたることは、学者は特によその畠には入らない方だと私は思います。そうすれば、たゞいま答弁された言葉から割り出すならば、わが国の燃料対策といふことから考えて、ガスに非常に経験のある方、あるいはその方面的専門家、あるいは電気の専門家、石炭の専門家、重油の専門家、こういう人たちが集まって初めて公正な審議会だと私は言えると思うんですが、これからいけばこれは重油に関する学識経験者でございます、どうですか。

専門家も石炭の専門家も一緒にございませんが、なぜ重油の学識経験者だけ入れたんですか。あなたの言われる言葉とこの文章は違うじゃございませんか。

○阿具根登君 私はそれが利害関係がともなところがございますが、この法案は、重油ボイラーに関する規制法案でござりますので、やはり重油に關係をする学識経験者と申しますか、重油に関する経験なりあるいは学識がやはり相当なければ困るだろう、こういうことでございまして、決して油関係の方だけの肩を持つような人を入れようというふうな考え方ではない。逆にむしろ利害関係のあまりない人をここに多く送り込んで、公平な判断をさせようといたします。

あるんだということを言っているのです。それで一方においては学識経験者と  
いう人格を非常に尊重されていると言われるんです。そうして一方には非  
常に学識経験者であっても他の人をけ  
なしておられる。なぜ重油の学識経験  
者だけが非常な人格者であって、ほか  
の電気やガスの学識経験者が非常に危  
険であるか、それは私が言っているの  
は、今山先生が言われることもわか  
りますけれども、そういう問題は政令  
で定めて私はいいと思うんです。たと  
えば二十名の中に重油関係の人が十名  
おつてもいいでしょうし、ガス関係の  
人が二名おつても、電気関係の人が二  
名おつても、それはそういうことは政  
令で定めていいんですけれどもこの法  
律の中に重油に関する学識経験者でな  
からねばならないとなぜうたつたかと  
いうことなんですね。答弁されること

重油に関する問題であるから重油の学識経験者だといふならば、石炭に関するところいろいろなものができたとするならば、石炭に関するだけの学識経験となつてくる、それこそ大へんなことだと思う。石炭の問題の中にも、重油に関する学識経験者が堂々と入ってきてもらわなければ、わが国のエネルギー対策といふもののほんとうの対策はできない、片寄つてしまふ、どういうお考えですか。

○三輪貞治 次に連して、これは私はこう想うんです。重油に関する学識経験者を非常に尊重しておられますのが、しかし問題はそういうところじゃないんですね。問題は、これはわれわれ資料をいただいておりまするよう、必ずしも石炭と重油の価格が非常に接近をしておつて、ある場所では重油の方が高いんだということになしに、重油を使つた方がいいから皆重油を使ってゐる。しかし今の石炭事情からはそれが規制しなければならない事情があるために、これは政治的意図をもつてある場合には規制をするわけです。それを重油を使った方が輸出品に、品質上あるいは価格上の影響を与えるかどうかとか、そういうことをずっと考えたら、これはもう規制しなくてもいいという結論が出てくる。たとえば甲家と乙家がけんかをしているみたいなものです。石炭家と重油家がけんかしているみたいなのです。そこに非常に妥当性を失く。あるいはまた本法の目を、甲家に關係ある人をもつて構成する審議会といふものを作らうとするのと同じことなんです。そのときの調整的としていることが達せられないん

じゃないかというおそれが出てくるわけで、実はわれわれこの規制をする」とがいいということの理論に立つてものを言っているんじゃない。私は規制はほんとうは反対なんです。ほんとうは消費者が、安いからこれを使つた方がいいとなれば、実は低きに水がつくごとく、それを使うのがほんとうである。これを規制しようとするのであるならば、これはもつと公平な人を選ぶことになるべきじゃないか、これが私は阿具根さんの聞いているほんとうのつぼだと思います。そういう意味で答えてもらわないと、これは幾ら聞いてもそうならないようなんですが、われわれの考え方では、だからこれはそれこそもつとそれを規制するような決議なりいろいろなことをしなければ、この文章からはどうも山手さんの言われるようなことがそのまま行わないようなどとあって、質問をいつまでやつても私はきりがつきませんから、もつとほつきり、われわれはここで聞答をしたり、あげ足をとつたりいろいろしているのではないのです。この運営がそういう目的のためにはずれないように運営されることを期待するがゆえに聞いておるので、その点から御答弁願いたいのであります。

利害関係のない人を入れて公平に判断をさせようということと、特に学識経験者を入れまして、消費者代表だとかあるいは生産者代表といふことを抜いたわけでございまして、御趣旨の点はよくわかりますので、できまするならば提案者の方の、われわれの方の意向もお好み取りをいただいて、附帯決議か何かでそういうことを要望していたとき、政府に十二分に注意してその人選をするようにしていただけば、さらによろしいかと思います。

○三輪貞治君 これはもし再修正することが許されるとするならば、これは燃料に関するとした方がよかつたのではないかですか。これは燃料政策上の審議会であつて、重油政策上の審議会ではないのですね。石炭との関連においてですから、これは石炭合理化との関連で問題が出ておらないので単独として重油の問題として取り上げたのは妥当であったのではないかと思います。ところが燃料に関する一貫政策として考えられているから、ほんとうは燃料に関するとした方が公平であり、重油に関するとしてもいいわけですね。余裕もないと思いますが、そういうふうにした方がよかつたじゃないかと思います。としますならば、運営はどういうふうにしてもらいたい。どういうふうに言っておるわけです。

○上林忠次君 これは重要な質問でもありますんけれども、一つ聞いておきたいと思います。大体こういうような法律で昔の戦争中の臨時物資統制令ですか、あのような力を持たせるわけにもいきませんので、勧告とか何とか観

い言葉で出ておりますが、実際は本音はどうちらにあるのか、ちょっと見当がつかないのでされども、今の審議会なんかの様子を聞いておりますと、重油業者なるべく温存してやる。あまり大きな変化はきたさないということに聞えるような気がするのであります。今三輪さんからのお話のようだ。どうしても重油関係の業者がここに入ることになる、重油の烟を守らうとする。だから燃料全般についての関係者を入れたらいじらないかと、いうような問題も起つてくるのであります。さような面から見ると、重油の方面をなるべくゆるやかにしてやるという気持が表われておるのじゃないかと思いますが、第六条の点なんかを考えてみると、これは勧告とか何とかなります。わい言葉では表わされておるけれども、実際に配給の方で、相当規制する強い法律の条項ではないが、これで配給で規制して消費を規制するのじゃいか。古い業者、古い使用者はそのままでおいても、新しいやつはこれを押えていく、あるいは特に重油ボイラーラーを使う必要のないところの業者はこれで押えていこう、それは十分効果があると思うのであります。果してそういうようなことになりますと、今回のこの措置は業者の損害に対する賠償も何も考えておらん。ただ税の方でどこかにかかると思ひるのであります。果してこの際山手さんにお聞きしますが、衆議院の方ではかような無理なことを実行する、これは六条のままでいきましたら、相當無理なことを実行する

ことになる。文面はやわらかですが、相当強いことができる。さようなことをするなら、なぜ政府の方で補償をするとか、賠償規定を設けないか。賠償をしてやって初めてこういふことはできるのでありますて、ただどんな簡単なことで自由企業を圧迫する自由競争を阻害する、混乱に陥れるといふことになるなら、大問題じゃないか。そういうようなことがあなたの方で、衆議院の方で問題にならなかつたか。言葉はやわらかく出ておりますが、これはどうでも運用はできるのじゃないか。戦争中の物資統制のようなことも第六条でできるのじゃないか。初めの修正前の文章を見ますと、特に必要な措置がとられなければならない、とういうような強いことを表わしておる。多分こういうような文句でいっては、これでは損害賠償もせずにけしからんじゃないかというすぐ問題が出来ますので、文章をやわらかくしておるのじゃないかと考えておりますが、とのやわらげた文章でもついくならできることで、文章をやわらかくしておるのじゃないかと考えておりますが、しかしながらまぬるい方法でやついくならば、現在温存されんとする業者、これは渠な仕事ができる、コストは下げられる、競争も渠だ。同じような業種は全体を同じレベルの線に引くならいけれども、片つ方はすでに重油ボイラーハセツ設置しているからこれは温存しておいて、新しいのは許さんぞ、そういうことをやるならば経済界の混乱をきたす、この重油ボイラーハセツ設置をしないもの、中小企業の弱い連中です。資金も少いものですから、これから同じようなレベルで競争場裡に立とうとする

きに、お前の方はいかんぞということは、これは簡単な問題ではない。経済界の自由競争を阻害するものと私は考えるのであります。それならばそういうようなはんとうにそういう工合にがつちり規定をするなり、もっと賠償を考えておかなければいかんじやないか、ゆるやかな規定をするならばこれはけしからんフェアな競争じゃないぢやないか。どちらにしたってこれはおかしいじゃないかと考える。そういうことにについて衆議院では問題にならなかつたのであります。

な場合には善処をする。どうしようと  
今まであるああいうふうに修正をいたしました  
次第でございますから、今の御質問の  
ようなことは政府当局もいろいろ考へてお  
たのでござりますが、とりあえずこう  
いう修正でひとつ、こうしたことについ  
たした次第でございます。

○上林忠次君　今から予算の計上もで  
きないかもしれません、予備金も少  
いし、予備金が果してこういう方面に使  
使われるかどうか、使おうと思つたら  
使えるじゃないか。このような措置をせ  
ずに施行しようとする、これは経済界の混  
乱をきたす、そのようなことをや  
るというのはおかしいじゃないかと  
私は思います。これは何とかできるな  
らもうすでに設置してあるのは、石炭と  
と重油との燃料確保の關係その他の關係  
で、相当従来のむろうちに、償却もでき  
てきているし、利益も上げてきているとい  
うことで、今そういうような点をしん  
しゃくしながら考えていくならば、「一  
十億、三十億という金は要らないの  
じゃないか、ボイラーの新しい専門の  
ボイラーを置いている所だけではな  
に、大部分は従来の石炭ボイラーやを少  
し改造した程度であります。そういう程  
度の今の残存価格、あるいはこれを使  
て使用した上においてもうかつた所得  
の増加を考えていくならば、そういう金  
を出さなくてもある程度の納得がいくよ  
うな賃償ができるのではないか。  
そういうような点については政府は  
しましても、これはあくまでも勧告で  
ありますて、命令ではございませんの  
で、私ども最初は実は命令でいろいろ考  
えようなどふうに考えておられますか。  
○政府委員(川上爲治君)　この四条に

も、いろいろ予算も折衝して最初ちょっとやつてみましたが、なかなか命令というものは今やることがどうかといふうな議論もありますし、またそういう補償についての予算をとるということ、これまた非常にむずかしい問題ありますといふようなことで、やはりこの際は勧告でいった方が、一番いいじゃないか、現在のいろいろな情勢がいろいろきましても、まあ勧告の程度が一番いいのじゃないかといふようなことがありますと、結局損害賠償とか、あれは補償といふ問題は、どうしても起つたわけありますから、そんなりますと、結局損害賠償とか、あつて、それから私の方としましては、非常にむづかしい勧告はないといつてこないというようなことから、そんは、先ほども大臣がおっしゃった通りありますけれども、まあこの程時のこととはやっぱりやらざるを得んのではないだろかといふうに考えておるわけでござります。

十万トンの重油を節約させるといううとうな目標を掲げるならば、そういううな今のようなやさしいやり方で、しかもその言葉通りにやさしくいくつから、業者間の不均等等といふこともあってはできないと考へる。規制ができるならば、昨日も申し上げましたよろしく石炭の方の増産計画、今の立ち直り計画、再建計画に支障をきたす。これはただ口先で言っているだけで実行されないことになるのじゃないか、そういうようなあいまいな案が今出ておるならば、今直したらどうか。実行できないようなこの燃料、エネルギーの対策を考えておられるならば、今直にやがぬじやないか。そういうような今不重油ボイラーの設置の制限だけを考えても、これじゃ今考えておられてような七十万トンの規制ができるない、するならば業者間の不当な競争を止める、この点がまた大きい問題だと思う考えるのであります。やそこないして、たたちの燃料対策の今計画は実行できないと私は考える。何とか今からもどこから手算を引っぱり出すことを考えて下さい。私らも協力いたしますが、この点どうですか。

方としましてはやつていいけるといふことは私のうに考えております。現にこの問題につきましては、こういう法律案がなくとも昨年から行政指導でやつて参っております。その効果につきましては、たとえば大工場の大きなボイラーにつきましても、三十以上昨年度においても転換をいたしております。そういうようなこともありますので、どういう法律が出ますれば、この法律をバックにして、従来の行政指導をあわせましていきますれば、七十万キロリットルくらいを五年間におきまして、これを抑制するということは私はできるというふうに考えております。

でもいい、その前に通産省として相當  
獎勵された時代に作った連中に對しては、  
これはどうしても賠償してやらなければ  
いけないかのじやないかと考えるので  
あります。そういうような通知をさ  
れたようなことがありますならば、お  
聞きしたいと思います。

○河野謙三君 そうだとすれば、あなたはこの行政指導の範囲では、いろいろ言われる石油資本の横暴というものには、行政指導だけではどうにもならないということは、もうすでに過去二年なり二年半御経験済みなんだな。あなたの手を焼いたでしよう。この間も意識してやつたのではないのですけれども、結果的にはあなたは重油の市価を抑制することができなくて、この精製業者、元売り業者に不当な利潤を与えた

を受けてやることになりますから、従来行政指導をやりましたことよりも、相当私は行政指導そのものがやりよくなり、強くなっていくのじゃないかといふふうに考へますので、これいふうなふうに考へますので、これでお前は価格を抑制し、そしてまた数量を確保するということが絶対にできるかという問題につきましては、これは私はできるだけこの法律のバックによつてやってゆきますということを申します。しかしながら、私は従来より相当し上げるよりほかないと思うのですが、従来よりも、従来の行政指導といふものは、そういう法律のバックが全然ありませんので、私は従来より相当やれるものと考へております。

○小林正雄君 今のに関連して、重油の単価が高いで河野委員も言われておりますが、この両法案に関連してあります。現在の石炭の価格とそれから

油の規制をやるうと言ひて、足らぬもの行政指導でゆくというようなそんな甘つちよろいことはいけない、あんたと勝負しようということを言つたのを覚えておる。あんたも覚えているでしょう。それで私はあなたが勝つたとか負けたとかいうそんなことを言うのじゃない。しかし結果において行政指導でやがなかつた、あなたの責任じゃないかもしけんが、政府全体の責任だらうけれども、失敗した。ここであらためてもう一ぺん言うけれども、あなたは今までの行政指導より一步前進した、この程度ならば、やれるといふことだけれども、やれるかやれないかあらためてかけをしよう。これであなたがうまくいったら首をやるとかそんなやばなことは言わぬけれども、どんなことでもかけしますよ、覚えていて下さい。こうしたことでゆくものではない、外國資本とつながつた石油資本といふようなものは、そんな甘つちよろいものではない、これは通産大臣よく御存じだと思う。そんな甘つちらることで開拓も何もない、单にこんな

○政府委員(川上爲治君) 私はやはりこうしたことにつきましては、命令ということでいきますと、一番びしびしこれども一応勧告にしたと、こういうことですが。  
勧告というようなことに、自信がないことなどもございませんから私は  
藏省その他のが承知しなかつたから私は  
ことですが。

○政府委員(川上爲治君) トン当たりに  
来行政指導をやめましたことよりも、  
相当私は行政指導そのものがやりよくな  
り、強くなつていくのじゃないかと  
いうふうなふうに考えますので、これ  
でお前は価格を抑制し、そしてまた數  
量を確保するといふことが絶対にでき  
るかという問題につきましては、これ  
は私はできるだけこの法律のバックに  
よつてやってゆきますということを申  
し上げるよりはかないと思うのです  
が、從来よりも、從来の行政指導とい  
うものは、そういう法律のバックが全  
然ありませんので、私は從来より相当  
やれるものと考えております。

○小検正雄君 今のに関連して、重油  
の単価が高いと河野委員も言われてお  
りますが、この両法案に関連してあ  
ります。現在の石炭の価格とそれから  
重油の単価といふものは、ちょうど私  
の考えではトン当たりの計算から見ると  
現在の石炭の倍に重油はあるというよ  
うに考えますが、その点はどうでありますか。

本というようなものは、そんな甘つちよろいものではない、これは通産大臣よく御存じだと思う。そんな甘つちよろいことで罰則も何もない、單にあなたの方の勧告とかなんとかいう程度で、そんなものは金も受けにはきかないのですよ、それでは天下の金持ちにはなれないですよ。これはあなたの意図かどうかわからぬが、あなたはやらざるを得ないだらうが、こんな制度でやれると大言壯語したら大へんですよ。私はこれだけ申し上げて、次の段階ですが、石炭は今後の合理化によつて一応コストを二割下げるという目途ですね、そうですね、このコストの二割安といふことが即消費者価格二割安ということにならないということをこの間申し上げたのですが、一応石

第九部 商工委員會會議錄第三十七號

昭和三十年七月三十日  
〔參議院〕

炭のコストは二割低下を目指しておるわけですね、油の方は非常にむずかしいそろばんだらうが、やはり油の方が今は今後三年なり四年の間ににおいて、たとえば重油ならば重油の市価というものが一体どういう価格を想定しておりますか。今の価格より幾ら下げるということを想定しておりますか、これを私は伺いたい。これは法律だけでは石炭と重油の関係は解決しません。これはやはり政府の重油と石炭の関係において、価格政策というものが裏づけされなければできるものじゃない。石油においては私は一応ナансセンスだと思いますが、二割下げると言つておるが、油の方についてはどういう目標を持つのですか、一応その目標を……。

○政府委員(川上篤治君) これは油と申しますと重油のことだらうと思います。ほかの油につきましてはほとんどこれは需給関係で価格を形成するようになつております。ただ重油だけが特に石炭との関係から需要に対しまして供給が相当少いために、そのためには値段が上つております。私の方としましてはこれは三年なり四年の後に置いて重油の価格をどの程度下げるかという問題でございますけれども、まあその重油につきましても、これは一般の油もそうでございますが、FOBの価格といふものはほとんど変りありません。それで最近これはどういう理由かよくわかりませんが、FOBの重油の価格が少し上つてきておる。それからフレイトにつきましては最近におきましては相当下つておりますが、今後三年なり四年の間にさらにこれが大巾下るかどうか、その点については私は疑問があるのじゃないかというふう

に考えております。従いましてFOB  
価格にフレイ特を加えましたCIF価  
格につきましては、これはあるいは三割、四  
年ぐらいの間に起きましてはそう私は  
大きな変動はないのじゃないかといふ  
ふうに考えて、それは結局あとの問題  
でございまして、あと問題の価格につ  
いて私どもはたとえば特にその必要  
な漁村関係、たとえばA重油といふよ  
うなものにつきましては、これは私は  
現在の小売の標準価格の一萬四千六百  
円でありますけれども、この一万四千  
六百円といふものを、これは相当程度  
どうしても私は切り下げるといふよ  
うに考えております。しかしその価  
格につきましては、いろいろ今検討し  
ております、じゃ今幾らで出すのだ  
というところまで寒はきておりません  
が、私はこれは相当程度切り下げる  
というふうに考えております。それから  
陸上の方につきまして、私は必要  
な方面につきましてはなるべく値段を  
安く持つていただきたいというふうに考  
えております。ただそれほどコストに対  
しまして影響を及ぼさないようなも  
の、そして、それは特に石炭と競合す  
るようなものにつきましては、これ  
は今値段を相当引き下げるというよ  
うな考えは持っておりませんが、逆に開  
税がある程度かけまして、そうして石  
油業者の方で極力吸収するようにもつ  
ていくようにしたいというふうに考  
えております。

○政府委員(齋藤正年君) これは今の重油に対する対策と価格面の対策と消費面の対策と両方考えておるわけございまして、値段が相当下りましても消費面の対策、この重油ボイラーの設置法が、消費面の対策が十分の効果をあげ得れば、そろ大きな影響はないのじやなかろうか。ただし価格が現状よりもさらに重油が有利になるというこになりますれば、この現在の重油ボイラーの設置法、あるいは一般の重油につきましても配給数量制限といふような現在やつておる措置、あるいは今後とろうとする措置に影響があるのじやないかといふふうな御意見でござりますれば、これはまあそういう一般の世論としてそういう現在とつておる措置、あるいは今後とるべき消費節減に関する措置に影響があるのじやないかうかという御意見でありますれば、これはそういう点も起つてくるかもわからぬのでございますが、そういう点につきましてはちょっと私としては申し上げかねます。

う。また重油ボイラーの設置制限なんていふのはできないと思う。しかも強硬な命令をもつた法律ならば別でありますよ、今の勧告程度で罰則もないようなことで、行政指導でやつて、こういうのならば、どうしても今後この法律を生かしていくためには、双方の価格政策というもののバランスというものを確立しなきゃいかぬと思うのですよ。それについて一体石炭の方を二割下げると言わわれたが、重油はかりに国際価格がずっと下った場合には、関税でこれをアジャストするとか、さもなくば消費量を統制するとかいう一つのものを持って、そうして常に石炭と重油の関係を価格はかくあるべきだという比率をお持ちになつていなければいかぬと思うのですが、それを聞いているのです。

されば、それはお話しのようにならぬ問題ではないかと  
伺いたいのですが、現在の重油の価格  
というのは、この間大臣おいでになら  
ぬときでしたが、局長自体も、現在の  
重油の市場価格というものは不適正  
だ、国際価格からいきましても、軽油  
やなんかは国際価格にある程度バランス  
している。ところがわが国の重油市  
場だけは飛びぬけて高いのです。これ  
はどういうわけだと言ったところが、  
重油業者がもうけ過ぎておりますとい  
うことを見局長も認めておられるわけ  
です。このもうけ過ぎておる点をある程  
度抑制することだけによつても重油価  
格は下るでしよう。さらに今後私は石  
炭と重油の運賃関係を聞きたいのです  
が、私が承知しておる範囲では、重油  
のコストの中に占める運賃といふもの  
は三割五分から四割だと思います。しかも  
今まで一万吨程度の油船で運んで  
おつたものを、このごろは、聞くとど  
ころによると、私は新聞程度しか知りま  
せんけれども、四万トン、五万トンの  
船で油をだんだん運ぶようになってき  
たと、こういうことでしよう。そうう  
ると、今まで重油のコストの中に占め  
る三割五分なり四割の運賃といふの  
は、これが三割なり二割五分に下るよ  
うなことも予想される。これが一方で  
では石炭の運賃はどうかといふと、石  
炭のコストの中に占める運賃といふも  
のは、それが三割五分や四割のもので  
はないでしょ。うだすると、運  
賃の上り下りといふのは、コストの中  
に占める運賃が、石炭も重油も同率で  
あるならば、運賃の上り下りといふの

コストの中に占める運賃比率が違うことによって、運賃の上げ下げというのが、全体の価格にも大きく作用の仕方が違うわけですね。こういう問題についても私は御研究になつて……。こういうことを私は申し上げるのは、どうも今後国内の価格の不適正な価格を適正にし、さらに国際価格が重油が下る、さらに運賃が下るというようなことを考えますと、石炭の運賃が上る、従つて重油の運賃も上る。けれどもその上る程度が違うということを考えなければ、いかにこの法律を作りましても、双方の価格そのものがアン・バラансになって、みんなが重油々々といふことになつて、再びこの法律ではないかんから、今度は強権運動でやらなければ仕方がないというように追い込まれるが、さもなければどちらでも安いものを使えというようなく手放しになるが、どちらかにいかざるを得ないと思いますが、はなはだしろうとの意見がつけ加わりましたが、その点について通産大臣伺いたい。

在の定率法を適用して课税を上けることはむろん、そのほかにも場合によつたら關稅を引き上げて価格の調整をするということが一つの定石であろう、そういう方法をとつていかなければならぬと思います。

○河野謙三君 今後の石炭と重油の価格の比率といふものにつきましては、一応の目安をおいて、もし重油が下つたような場合には、關稅政策を主体にして、そのほかに消費面もあると思ひますが、そういう権制の面を調整していくということを取りあえず通産大臣は考えておられる、そういうことですね。

○國務大臣(石橋湛山君) そうです。

○河野謙三君 それから便是だこれは言いにくいのですけれども、今度の法律において行政指導の面が多い。これは行政指導をやる上において、通産大臣に特に申し上げておきますが、これは行政指導はやりやすいものにしておかなければなりません。ところが從来私が要求しました資料によると、通産省の中で局長、課長をやつた人で、この狭い油業界の中に、なんと人数にして、しかも相当通産省の幹部を勤めた方がここにあります、一々名前を申し上げてもいいんですが、十二名前行つてゐる。しかも最近におきましては、油の為替を担当しておった人が石油の会社へ行つたとか、これは通産行政をやつている人が非常に経験者でありますから、通産物資の関係といふものは、それはもうそれでけつこうであります、あまり極端じやないですか。こ

ういうことは狭い油業界に、しかもチ  
ンピラが行っているんじゃない。局長  
なんというは、さらさら行っているん  
です。どういうことにつきましては、い  
かに通産省が公平な行政指導をやると  
言つても、それでは公平な行政指導は  
できませんよ。通産省の大先輩の委員  
長がおられますと、委員長が通産省に  
在任中はこんなことはしなかつたと思  
う。しかも今為替は統制なんです。為  
替そのものが統制されている。これが  
利権を伴つてゐる。こういう際に私は  
通産省の人事につきましては、もう少  
し私は厳正公平な態度で通産大臣に隨  
んでいただかないと、私は公平な行政  
指導ができないんじゃないかと思う。  
この点につきまして私は通産大臣に伺  
います。

●海野三朗君　いや、それはとんでもない御答弁なんです。大体重油ボイラーの設置の規制なんということをおやになる前に、なぜ関税でもつて、この燃料対策についておやりにならなかつたのですか。一方においては油を安くして、ずんずん入れておいて、そうして石炭業者の今日のこの惨状を招来しておる。その根本は那邊にあるかといふと、この油に対するところのやり方が悪かつたからであります。それはなぜかと言ひと、たゞいま河野委員が言われたように、古い後人がみんな油の会社に頭を突っ込んでおる。そうして国民の前をたぶらかして、いろいろような油桶とりを作つておると、これは何事でありますか。昨日も栗山委員が言われましたように、バイナが外国の方からつながつておるのだ。そうしてこれをふとらせておいて、通産行政は悪くなかつたというようなお考では、私はどうしたつてこれは納得できない。これは率直にあなたのお意を私は伺いたいのです。あなたはかつて宗教人としての方であると思って、私は陰ながら尊敬の念おくあたわざる御仁の一人であります。率直にお認めにならなければいかぬのじゃないかと私は思う。そしてこの重油ボイラの規制をする、昨日も私は申しましたように、水が高きより低きに向つて流れるのは、人力のいかんとおなす

ことができないものである。石炭よりも重油を使つた方がはるかに有利であることは、私がその方の専門でありますから、熱の経済の……。これは何とつきましては、あるいはヒート・エフェクト、熱の合理化についてもそうであります。それをただその法案によつてしばるといつても、それは実に愚の骨頂であつて、それよりあとの関税率を高めるなり、英國における、あるいは西独におけるように、この輸入の油に対しての関税を相当高くして、そうして今までの石炭のあり方を救わなかつたということは、私は一大失政であると考へざるを得ない。しかし今日までのありさまがよかつたとお考えになつておるが、あなたの率直なる信念を承わつておきます。

が、そりがといって、水上は相変わらず無税だ。陸上は非常に急激に定率法でやるということも、これまた時間の関係上、突然やつては、やはりここにいろいろのフレクションを生じますから、そこで本年はとりあえず低率の関税を復活することにして、そりして一年間事情を見て、その上でさらに考慮いたしたいと考えております。先ほど河野委員にも申し上げた通り、将来もし重油の価格がどんどん下って、そのため日本への燃料政策全体を混乱に陥れる場合には、さらにはあらためて関税の問題も考えなければならぬと存じております。

○委員長(吉野信次君) ちょっとと委員長差し出がましいことを申し上げてはなはだおそれ入りますけれども、御承知のように、非常に会期も切迫しておりますから、皆さんの御発言を制限する意思は少しもございませんけれども、石炭鉱業合理化法案も非常に重要な法案だと思いますから、これに対する御質問があればしていただきたいと思います。別にそりしなければならぬという意味で発言を申し上げておるのではなく、ただ迫つておりますものですから……。

○小松正雄君 石炭鉱業合理化法案の質問に入る前に、一、二点重油の点についてお伺いしておきたいと思います。重油は今おもに現在輸入先はどの方面から入つておりますか。

○政府委員(川上爲治君) 大体五百二十万キロリッター程度のうちで……。

○小松正雄君 そうじゃなくてどこから入つておるか。

○政府委員(川上爲治君) 入つておるものにつきましては、あるいは米国

○小松正雄君 私の聞くところによりますと、原価は四百五十円ぐらいからまあ九百円ぐらいまでの間だということであって、これが石油国際カルテルの持堺によつてC.I.Fの価格で六千五百円ぐらいで入つておるということです。たとえば一番高いA重油といふことになりますと、九千円程度で入つております。

○政府委員(川上爲治君) これは重油の種類によりましていろいろ違います。たとえば一番高いA重油といふことになりますと、六千五百円ぐらいになつておる。

○小松正雄君 まあ国内での精製過程においては、これはまた六千円から七千円ぐらいであるということであるが、これを非常に利潤をかけてまあ現在売つておる。というのは、一万三千円、この前も言われたように、平均一萬三千円ぐらいで売つておるということですね。そうすると、今河野委員のお話を聞いても一万五、六千円になつておるというのですが、非常にこれはもうけが多過ぎはせぬか、こういうふうなことを考えますが、実際問題としてそういうふうなあり方で今日重油の単価といふものは消費者に流れつておるのかということをお伺いしておきます。

○政府委員(川上爲治君) 重油につきましては、これは石油業者の方で、石

人間は過剰になる、過剰になるということは、その配置転換その他のことが考慮されていない。まず失業対策という問題が、の中に一つも見受けられない。こういうことからしてお尋ねねるわけであつて、その整理人員の対象とする数は、およそどのくらいに見積られているか、五ヵ年後ですよ。

○政府委員(齋藤正年君) これは資料をお配りしておいたと思いますが、最終年度、すなわち昭和三十四年度末に二十二万人のこれは実労務者、実勤労者になるものという考え方で計算しておりますと、昭和三十年度は二万人強ぐらいの離職者が見る見込みである、というふうに考えております。

○小松正雄君 二万人強というのは本年度だけですか。

○政府委員(齋藤正年君) その通りであります。

○小松正雄君 そういたしますと、三十一年、二年、三年、四年といふのは、資料出しているかもしれません、まだ見ておりませんからお尋ね申し上げますが、今年度二万の人が減るといふことであれば、およそ五ヵ年で十万の人間が減るような考え方をして、もつとよい減るような実情になりやしないか。というのは、総坑は今六十何カ所掘さくをしようという政府の計画でありますと、完成は五ヵ年後であります。ところが、この間漸次、たとえば来年は一挙にかかるといふことにありますと、完成は五ヵ年後であります。これが掘さくにかかるといふと、もう十本できただけでありますと、完成は二十本程度であります。ところが、この間漸次、たとえば来年は一挙にかかるといふと、もう十本できただけでありますと、完成は二十本程度であります。

思います。そうすると今の場合二万人の、本年度二万人の退職者を見込んでいるということであれば、来年度はこれよりも平均して幾らか変わってくるのではないか。再来年度はまたなお變ってくるのではないかということを考えますと、年別に三十一年、二年、三年、四年、四年はまあわかりましたから、……までには二十二万ということによつて一応運営ができるということありますから、三十一年、二年、三年、年別の人員整理しようとする数、わかつていれば、一つ知らしていただきたいと思ひます。

は、ほとんど年度の終りごろにしか実際上の実施は手がつきませんのであります。ですが、二十九年度から引き続きまして、まだ業界の状態が安定いたしませんので、そういう關係で相当整理者がお出るという予想をいたしまして、二万五人という数字を予定しておる次第でございます。

○三輪貞治君 今のお年までの合計は何人ですか、あとの方をちょっと聞く落しました。もちろんこれは常用労務者ですね。

○政府委員(齋藤正年君) これは常用労務者のうちで実働労務者の数字でござります。

申しましたが、これは大半が買上炭鉱の分というふうに考えておりまして、それ以外の分は三千人程度というふうに考えております。

○三輪貞治君 ちょっと数字を修正しておかれると……。実はもらっている数字は常用労務の推移というのでもらっているのです。今のお話は実動なので、どうちかに数字を整理しておかないと、差が非常に大きくなるのです。私たちもらっているのは三十年が二十八万六千四百七十二名という常用労務者の数が渡されているのです。だから二十二万というのは常用労務者の数にしたら何名ですか。この実勤二十二万というのは。

○政府委員(齋藤正年君) これは何と申しますか、配給でありますとか、そういうふうな問題を考えます場合に、常用労務者でございますが、労働能率を考えます場合には実稼と申しますか、在籍労務者のうちで実際に稼動する人間と、やうりを基準として考えま

○三輪貞治君　さつきから聞くというと、労働者の数のときは、われわれは配給なんかのときはどれを対象にするとか、出炭のときはどれを対象にするとか、一体向人ほんとうに炭鉱に在籍があるって、この合理化のために何人整理されるかということを今基準にして考えておるのです。だからその点をほんとうに首になる人間の数を言って下さい。そうでないと、われわれの参考になりませんから。今のもそうです。過去のあれは……やはり首になつて、ほんとうに失業者群の中に投げ込まれた人数ということです、私の伺つておるのは。

お答えいたしますが、整理人員でござりますが、これは先ほども申しましたように、実働労務者基準でことで申し上げますと、大体二十九年度が約三万四千人、それから二十八年度が四万人くらい、これは一年間そのくらい減つておるという状態であります。

○小野義夫君 大体九万人という数字がどの方面から……離職者が九万人あるというふうに了承しておりますし、現在でもなおかつ毎月二千人程度の者は離職しつつあるということを聞いておりますが、それはどういうことになりますか、実情を一つ明らかにして下さい。

○委員長(吉野信次君) ちょっと三輪君の話もありましたから、ここでやるときには、実働とか何とかでなしに、やはり在籍の数字でやられて、九〇%はその比率をかけた数字でとお述べになつた方が……。

○小野義夫君 われわれ人間が対象なんだから……。

○政府委員(齋藤正年君) 在籍で申し上げますと、二十八年度が約五万六千人くらい、それから二十九年度が三万五千、六千人くらいでございまして、大体両方合せまして今お話しの九万人くらいになるわけであります。

○政府委員(江下孝君) 總離職しました失業者がどうしたかというお尋ねでございますが、労働省といたしましては、離職しました失業者に対しまして、大体炭鉱地方で離職されます方はほとんど全部が失業保険の適用を受けられるわけでございます。まず失業保険に……、直ちに就職あっせんできない方は、失業保険金を六カ月もらう、こういふことになるわけであります。なお

一席まがなうといふことが一つと、それから現在までの失業者といふものは、ある程度そういう土地々々の方でいろいろな失業対策事業を起させて政府が補助を出して吸収しておる、ところづかうな話ですが、現実の問題としてそうでない。と申しますのは、私の町の川崎町の炭鉱の状況からお話をいたしましても各畠はよくおわかりになります。と思ふ。というのは、私たちのところの炭鉱、私の川崎町の駅で積み出しつておった炭鉱が、江田、衛藤、上田、高倉、大森、沖本、稻員、小松、こういった中炭鉱が、それが年間三十万トン以上出しておる。それでこれに從事しておった直接な坑職員、直接などいふことは工員社宅にいるものの従業員が約三千人くらいおつた。これは今は現在でも二千五百人くらいは實際問題として仕事がない。失業保険をもつておる間はどうにか食りていつた。しかしその間に仕事を求めていますが、あなたが田川郡の職安をお調べになつていただけばわかりますが、川崎町の者はが千人で約二百人ぐらいは今就職しておるかと思う。私どものところには、何もまだそういう失業の仕事も何もやつていないわけです。ただ一部特別鉱害でやつておる。そこに収容しておるのは百人入る、あとの者はどうにもならないという現状であります。それで、またなおこの法案によつて不能率炭鉱の整理をされるということになると、あるので、私ども非常にこれ以上に川崎でも出てくるのじやないか、かように考えますので、現在のあり方でもそろそろ、多數の失業者がこれ以上に川崎でも出てくるから、失業の対策といふものが、ただあなたのおつしやられたことのよ

うに、たゞ失業したら六カ月はそれで  
業対策的な國の補助費を出して、その  
関係市町村で鉱害の復旧等の仕事をさ  
せてやる、そのうちにまあ吸収しよう  
というような考え方くらいですが、そん  
なことじゃ今後とても吸収するどころ  
じゃない。それはまあ實際問題として  
できないと思う。それは國が積極的に  
やろうとする大きな事業であり、それ  
がまた五年なら五年、十年なら十年と  
いう大局的な見地から、予算の裏づけ  
をして予算をもつてやろう、それでそ  
のうちにそれだけの人間を確保してゆ  
こうというようなことなら、わかる。  
しかしそうでないからして、私はまず  
この炭鉱の整理をされるということに  
ついての人員整理を、どのくらいやる  
かということを聞いておったわけであ  
りますが、そこで局長にお尋ねいたし  
ますが、私の考え方があま違っている  
かもしませんが、私は少くとも六万  
余りの……。この法案に基いて機械近  
代化、縫坑掘さくるいはまた非能率  
炭鉱の整理、買い取りをやつてゆくと  
いうことになつてくると、六万人とい  
うものはこの中小炭鉱の三百鉱あるい  
は二百四、五十鉱の弱小炭鉱を入れる  
と、そういうふうなところのものがおもな  
買い取りの対象になると、こういうこ  
とを考えますと、中小炭鉱のうちで該  
当する部分の中におよそ三、四万ぐら  
いはあるのじやないか、かようには私  
考えるわけであります。残りはまあ二  
万余りといふことになると、機械が近  
代化されゆく上においては、大手炭  
鉱でそれは石炭が三十年から三十五年  
度になれば六、七百万吨の石炭は一  
倍増産してもよろしいという形になり

ますので、業者としてはその六、七百万の増産をしたものによってコストをこれに合せてゆこうというのであれば、またなお政府の考へておるところでは現在の単価よりも、これによつて五年以後は二割以上下げる、とういうふうな考え方からいたしますと、少くとも人員が相当整理されるということを、私は現実に自分がその炭鉱の関係をしておりますので、これはもうだれもが否定できないことと思ひのであります。一例といいたしましても先般の参考の方の事業家代表の、石炭協会の代表のお話でも、大手として十八社のうち竪坑掘さく、近代化によつてこれが五年後に完成した暁には、相当の大手としての人員を整理される考へがあるじゃないかと、かよりなことを聞きましたときにも、それに匹敵したお答えがなされたわけです。およそ人の人員整理といつもののがなされてなくては、機械が近代化されても決してコストが下がるものではないと、私どもかようになに考へる、そういうふうに考へておきますと、私どもはこの整理される私どもの同僚がどういうふうになつてゆくかということを憂つたために、その数字を特にあげて私は質問をしておるのであります。六万の中には四万と二万ぐらいいは、機械が近代化されて五年後の晩に、二万ぐらいの大手の私はまあ整理対象の人だとは考えられない。そこであま局長としては私の今六万人に仮定して、四万人は中少炭鉱の買い入れるだろ。残る二万人は機械近代化、竪坑の掘さくによつてなされない、大手の中から二万人ぐらいの人員の整理と私は思つ。局長はその大手の

○政府委員(齋藤正年君) これは五万七千、まあわれわれはこの五年間の離職者を五万七千人程度と考へておりますが、そのうちで買い上げ炭鉱の分が二万七千人でございます。従つて残り三万が一般の合理化その他による離職者ということになるわけでござりますが、従つてその比率は大体今小松委員のおっしゃられるようなぐわいになるのじゃないかとそういうふうに考えております。

○小松正雄君 まあ局長のお話を信じてみましても、五年間に大手の人員整理が三万ぐらいだろうとこう言われますが、この三万あるいは合せて五万七千とか、こういった人たちが配置転換とか何とかいうものは差し引いて、実際問題として失業にならうというのが、こういった五万七千というのであるかどうか。

○政府委員(齋藤正年君) これはそうではございませんで、製塩事業でございますとか、発電事業でございますとか、あるいはガス化でありますとか、そういった事業に吸収される人間も、炭鉱労務者の離職者というふうにもちらん考へております。五万七千の人間のうちからそちらに吸収されるものが一部あると考えております。

○小松正雄君 この三万人と推定される失業者はどういう炭鉱から、要するに大手炭鉱の縦坑掘り、近代化によって減らされる対象になる、三万人はおよそどういう方面的のところの炭鉱の中の人であるが、お考えを一つ。

○政府委員(齋藤正年君) これは山別に具体的にどういうふうな減員になる

だらうといふうな、そういう計画ではございませんで、縦坑の対象になるものについては全部ひつくるめまして大体このくらいの能率に上がるだらうということを調査いたしました。しかしそれ以外の分は大体平均的にみてこのくらいの能率が向上していくといふうに考えて計算しておりますので、具体的に、どの炭鉱は何人といふうな数字は持っておりません。

○小松正雄君 それではこれはもう確定的に、あなたが五年後には三万人大手の中から減るであろうという想像によつてどういふとを出されたのですか。

○政府委員(齋藤正年君) ちよつと、

大手二万人といふうにお話しされて、私はその程度でございましょうと申し上げたわけです。繰り返して申し

度ではなかろうかといふうにお話になつたように実は了解いたしました。

が、先ほど私小松委員は大手二万人程度ではなかろうかといふうにお話

になつたようになりますが、五万七千のうちで二万七千が

買ひ上げ関係の分、それからあと二万

人がその他の分でござりますので、三

万人の内訳は大手、中小といふうお話をございましたから、大体今のような数字になつた。こういふうに考へたわけ

です。そこでこの計算は今も繰り返して申しましたように、縦坑対象炭鉱につきましてはある程度具体的にこの山

が縦坑ができるばどのくらいになるかといふうに出ますので、それはそ

ういうふうに計算いたしましたけれども、とのものにつきましては平均的

見まして、この程度の能率増進ができるであります。ところであらうといふうに考へましたので、どこにどうい

うような人数が減るといふとどろまで計算いたしましたので、どこにどうい

ういうふうに二重にも三重にもならない一つの仕事場ができた。たとえば河川

の修理ができた、片一方には鉱害の修理をやるようなことになつたとか、こ

の修理をいたしましたので、どこにどうい

うくてはならないといふ意味からいたしまして、どの土地から、どうい

う計算いたしておりません。

○小松正雄君 私はまあ一応局長が申請されたように三万といふうのは大手かのくらいの能率が向上していくといふうに考へて計算しておりますので、具體的に、どの炭鉱は何人といふうな数字は持っております。

○小松正雄君 それではこれはもう確

定的に、あなたが五年後には三万人大

手の中から減るであろうという想像によつてどういふとを出されたのですか。

○政府委員(齋藤正年君) ちよつと、

別の炭鉱の縦坑掘さくをするためにどうだけ減るのであるか、こういふ地理

とえば明治鉱業の嘉穂郡の平山である

が、あるいはまた北海道の雄別なら雄

別で、この失業者をあたの方では

かたつた末でもようござりますから、

とにかく思つてございまして、本日これがすぐ局長としても明示され

ないところでありますならば、ここ幾日

かたつた末でもようござりますから、

事場を占えられる従業員としての立

場に置かれようとしておるのか伺い

します。

○政府委員(高瀬傳君) その点につき

あって、それを聞くといふことはどう

縱坑が掘さくされて、そしてすでに

う着手……ということはまあ完成です

るにおいて相当な人員の整理があるの

に、まだ現に三井が私どものところに

縱坑が掘さくされて、そしてすでに

う着手……といふことはまあ完成です

ね、完成して人員がそこから入坑する

ことに相なるうとしているわけであり

ます。そうしますと、今現在の失業者

の対策にすらどうにもならないといふ

ことになつた。それで、その他の分でございまして、この失業者を吸収するた

め、そのところのところによつて鉱

書の復旧、あるいは河川、あるいは道

路とか、こういつたことに仕事場を作

らせて國の補助によつてやろうと、こ

ういうふうに言つておられます。そ

ういうことからも参酌いたしますと、

やはり失業者の出る対象になることが

大きくなつてくる、私たちの見ておる

ところでは、それでぜひそれは実行の

上に必要な資料ですから、お願ひして

おきたいと思います。

そこで今労働政務次官が見えられた

ようであります。それが合せてまた仕事場が大

きく、何といいますか、ならなくちやん

ならない。政府が補助することにして

あるからして、この法案が通過した

用を要求いたしまして、それにつき

ましては、実は私ども閣議決

定の方針に従いまして、予算の最後的

決定の際に約五億程度の失業対策の費

用を盛りました。ほとんど五分の四

国庫負担というような方策をとりまし

けであります。これは前年度と比較

されをあなた方は全体を合せて五ヵ年後

には三万人ぐらい鍼首されるだろう

と、こういふうなお考え方であろう

と思いますが、それであったのでは、

私どもお尋ねすることについては当つ

てこない。当つてこないということは、

私の考えていると、もうす

べにのけてしまわなければならぬ

ことない。当つてこないということは、

この失業者をあたの方では

どういふうに振り向けて翌日から失

業者としてのことではなくて、真に失

業するということになるので

あります。それで、この失業者をあたの方では

どういふうに振り向けて翌日から失

業者としてのことではなくて、真に失

総計で約五億程度の新しい失業対策の裏づけになる具体的な費用を要求いたしましたが、遺憾ながら諸種の事情でその実現を見ることができないことになりました。従つて川崎線の問題は、その後それと同時に追加要求に認められました新線建設の五億という金がございました。従つてこの五億の新線建設の金、これは約二十一線に対し加えられた追加の金であります、この五億の新線建設の中にも当然失業対策としての川崎線建設の考慮は、その金額の中に含むという私どもは見解のもとに、この点は各種の委員会においても、あるいは鉄道の建設審議会等においても主張し、閣議においてもそれを主張していただき、通産大臣もその点は強く主張をされました、建設委員会等におきましては、使途の性質上、これを新線にまかすことはかなりむずかしいようになりますので、別途考慮で、たとえば失業対策の一環として、川崎線の建設に対しても、本法案が參議院を通過させていただきまするならば、ある程度までの金額が別途支出されるようになりますが承知いたしておるような次第であります。従つて労働省など、たしましても、具体的にはさうやうな閣議決定の線に従いまして努力は続けておる次第であります。

吸収するということはできないと思ふ。しかばなこの川崎線が五億と、二億七千万、労働省の予定通りの金は出るといたしましても、これを区切つて着手するといたしても、これは労働大臣も御承知のように、稻葉から油須原までの新設をしようというのであって、炭鉱地帯からある程度はずれておるところもある。なおまたこの川崎線にのみ吸収をすることとなつても、筑豊あるいはまた佐賀地方、いろいろな所からここまで仕事に来るといふわけにはいかない。ですから私つきも局長にお伺いしたように、要するに三万、二万七千、こういった失業者の出ようとする所はどこにあるかということは、そういう意味合いから尋ねておるわけであつて、そういうわけです。そこでまあ労働大臣としては、このことによつて失業者を吸収し得ると考えておるかどうか。

これらの失業対策を要するもののうち、地区的に申しますと、留萌とか、天北、朝倉、三池、天草等、僅少な離職者がない炭鉱には、その数が事業を起す程度の規模に達しませんので、今回の就労計画からはこれらの土地は除外いたしまして、一般的の失業対策でこれらの人を吸収して対策を講ずることにいたしましたわけであります。それからなほ特別就労計画は別途いたしておりまして、三十年度には河川事業に千七百名程度、それから道路に千名程度、それが鐵道建設には九百名程度、電源開発等に四百人か五百人程度、合計約四千名程度を失業対策の対照にしたい、かういうふうに考えております。なお三十一年度には、度には、やはり前同様、大して相違はございません。こういったような観点から三十一年度には約一万五千名程度を救済いたします。そして三十二年度には、河川、道路、鐵道建設、電源開発あるいは水道、住宅というようなものに一五六千名程度吸収さしたい、こういうふうにわれわれとしても具体的に計画は進めておるような次第でございます。

これから行つたり来たりの時間もかかから  
る、こういうふうなことから、雨が降れば、仕事は屋の土方であるうと思いま  
すから、なかなかのかさ持たないとか  
かへかへばを持たないとかいうことで、  
雨が降ればほとんど休みになるということ  
ことは、これはほとんど常識です。そ  
れでも事業者も吸収できると、かよう  
に考えておられるといふことでもってその仕  
事も完成しようが、それに付随して失  
業者も吸収できると、かよう  
に考えておられるといふことであれば、私は非  
常に誤まりである、かようにも考えます  
が、いかがですか。

た一つ感ずるのでありますか、すでにこういう法案が出るというのは、中小業しているが、今までの間にどうもならないということになつたときも小野先輩からも指摘されており、局長に聞かれておりました。が、今までの間にどれだけの人間が失業しているか、どういうことを認めると私にはいたしましても、今日までの間に相当な失業者が出ている。たとえば川崎線が出てくるとしたら、川崎線だけに集中するくらいの人員は、少くとも川崎町の失業者だけでも、炭鉱が七つ八つ閉鎖することになった、それは低品位炭であったためにどうして販売がなかつたためにみずから倒れてしまった。倒れてしまって、これに従事しておった人たちが、今なお二千四五百人は残つておるというのは、私たるものとところではつりしておるのであります。それはどういうことであるかといつたら、失業保険をもらっておつたが、もうそれが期日が切れたが行く所がない、炭鉱で建ててあった居住にじっと住まつておる。所によつては炭坑が閉鎖されたために電気も切れ、やはり住む所がないから暗やかな別途に今までの間にもうおるといふことであつて、これらのものの方にいってはどういうふうな考え方を持つて

おるか

○政府委員(高瀬傳君)　ただいまの御意見はごもっともであります。実は私どもはこの炭鉱合理化法案を実施するに当たりまして、やはり現内閣の立てております経済六ヵ年計画、これとこれらみ合せて私どもは失業対策も考えていきたい、かように考えております。従つてわれわれの計画では、ちょうど六年目の昭和三十五年には、この稼働労働人口といふものは約四百三十万程度、それから現在約六十数万の失業者がござりますが、だんだんと六年目には経済の規模も拡大いたし、それから生産も增强いたしまして、経済界も非常に安定して参りますから、失業者は約四十三万程度とわれわれは推定いたしております。従つて御説のような、現在の状態で非常なほんまでも失業者があるというお言葉はごもっともであります。もしわれわれの経済自立六ヵ年計画が参りますれば、経済の拡大、生産も十分実を結んで参りまして、雇用条件もよくなり、従つて失業者もだんだんと減つて参りますから、その点はわれわれの政策が進むに従つて、自然と私は有利に解決していく、かよううに考えております。

○小松正雄君　もう一点だけ。はなはだこれは私も申し上げかねることでありますけれども、とういう政府として石炭の問題についての法律としての案が出される前から、本委員会に私とともに主張してきました西田君が幸いに労働大臣になつておられる。労働大臣になつておられるから、私はきょうここに見えらるると思った。そうすればこの中の根底は、私よりももう西田君の方のがわかつておったかもしない。

を実際問題として午後ごとに呼んでもらいたいと思います。そうして私は大臣に直接あり方をお互いにことで論じ合ってみたいと思う。今一言だけでも、あなたは全国の失業対策という観点からお話しになさっておられるかもわからぬ。私は炭鉱の危機をどうするかという問題からこういうふうになつてきつたことと私は思う。そうすると今日のこの買い取りの対象になるとかならぬとかいう問題、前に低品位炭を出しておつたために、川崎でも年間三十万トonne、これだけ出ておつた、この人間が鉱業所へ出ておつた。それがもう漸次資金難にあひ、石炭は売れないまあいろいろなことは西田大臣が来たら私もお話しするし、また本人もわかつておる。そういうことからして、現実の問題として、この炭坑に従事しておつた人たちだけが現在川崎でも二千五百人くらいの失業者がおる。ですから今あなたのおっしゃることは、総合的に四十七万が五十万かの対象としてやつていこうといふような考え方のお話しですが、私はそれでなくて、この石炭合理化法案に基いての失業者対策はどうかといえば、五万七千人に対するもの、こういうことだと、そすればその五九年の間のことはあなたの方の推定通りになるとしても、その前にこれと同じ仕事をしておつて、きのうまでは恩をしておつたが、もうどうにもならないということとで倒れてしまつたというのが、川崎町でも例をあげて局長にも申上げましたように、江田、上田、衛藤、高倉、大森、沖本、稻垣、小松、これ以外にも粗鉱権者としても相当な人が休坑しておる。これらの使っておつた從

業員がどこにも行き場がないくて、現在そのまま住んでおるというあり方であつて、その人たちの失業救済といふものも考えずにおるようであるからして、あなたの考へておるような五ヵ年計画の労務者に対する、あるいは失業対策の方を遂行しようとするのは、決してそれは合わない、どういうことであるのであつて、私はそれだけ申し上げておいて、そして西田大臣が午後來られるかどうか。

○委員長(吉野信次君) ちょっとと申し上げますが、実は今朝來労働大臣の御出席をお願いしておるので、健康上のよんじこらない御事情でお見えにならないのですが、しかたつてのないですから、もう一応委員長から今の申し入れをしておきます。

○小松正雄君 健康を害されて来られた前提も、相当西田君も私も本委員会でお願いをしたんですけど、それでも、でき得ればこの際ここに来ていただけば、この法案として生れました

西田大臣は、なぜもう少しこの炭鉱関係の失業者に対しての認識ある大臣が計画を立てておらないかということについて私もお尋ねしたい、かよろなことです。

○政府委員(高瀬傳君) ただいまのお言葉でありますと、西田大臣は、実はこの国会が始まるときから非常にひどい黄だんをわざりまして、国会中も非常な無理をして出席され、答弁その他に当つておられましたが、最近法案通過についてやはりだる心労されたとみえまして、何か非常に固いこりみたいなものができてしまつたんです。

ときどき病院に行って注射をいたしませんと、なかなかからだが持たぬというので、そういうたまごで、御本人は進んで出られる御意思を持つておられますが、生理的にどうもそれが不可能なようありますので、はなはだ不十分であります。私がかわって伺つたような次第でありますから、御了承を願います。

○阿具根登君　ただいまの小松委員の議論に關連して申し上げるんですが、ただいまの答弁では百六十八億の失業費を組んでおる、こういうことでございますが、これは政府が言つているように、七十万近くの失業者が現在いるのに、今年はさらに二十万人の失業者を見込んで、そのためこういうものが生れたものと思うのでござります。それから閣議に諸つて、この炭鉱合理化法案のために出てくる失業者救済のために五億の予算をお願いしたけれども通らなかつた、とういうことで書いておられる。さらに川崎線が幸にして通つて、そうして失業者を救済できるということを言つられておりますが、それに対する質問は小松委員がやりましたので、私が申し上げたいのは、川崎線はもともと失業対策の対象でなくして、そろしてあれは石炭のコストを下げるために、あの線ができるれば百数十円コストが下がる、これが第一の目的で前々から考えられておつたのでござります。しかしこれが失業対策の役に立たないとは私は申し上げないのでござりますが、これは全般的な失業対策に絶対にならない。としますと、今度の炭鉱合理化法案のために労働省として考え方を改めました五億の金は一錢も出でられない、とういうことになると思

○政府委員(江下孝君) 川崎線につきましてはお話しの通りでござりますが、特に今回の石炭鉱業合理化臨時措置法案の提案に伴いまして、失業対策面からも、強くこれを推進する必要がある、こうしたことで大体実施がきましたよう聞いております。そこでこれが相当ある地方における失業対策の役に立つということは、これは否定できないことだと思います。ただ仰せのごとく川崎線だけで、地方々々の失業対策をやるということを考えておらないのです。先ほど言葉が足りませんために、誤解を招いた点もあるのでございますが、実はこの今回の閣議決定においては、石炭の合理化臨時措置法の実施に伴い、多数の離職者が発生する。従ってこれに対しまして炭鉱地帯に対しまして建設的な事業を全般的に実施していく、これがもう閣議決定になつております。こうしますと、從来労働省、建設省あるいは農林省というようにばらばらになつておりまして、各公共事業が実施されておりましたが、今回はこの閣議決定によりまして、必ず各省はこれによつて建設的な事業を、労働省の指示する数字によりまして実施をしなければならぬ、こういうことに実際になるわけであります。そこで具体的にそれでは何と何をするかというお尋ねでございましたので、先ほど政務次官から申し上げましたように、明確にありますのは、一応川崎線であるが、そのほか地方で考えておりますのは遠賀川の改修工事と、あの辺の国道、地方道を全面的に改良を行うということを一応考へております。そこでこれをどうするかう

に実施していくかということになります。それで、今建設省と折衝いたしておりますので、おそらくそう長くなくして具体的に地方々々におきまして、どういう公共事業が行われるということが決定されると思います。それから失対事務につきましていろいろ御質問がありましたが、確かに先ほど小松委員が仰せになりましたが、それは地方自治団体の負担能力という関係から、なかなか思うように行われてないというのが実際でございます。田川地区におきましても、私どもいたしましては極力県あるいは市に参りまして、失業対策事業のワクの拡大ということについては、絶えずそれは懇請をしておるのでございます。おそらくこの点については御承知だと思いますが、ただこの失業対策事業で実施得ます範囲と申しますかは、これは国が失業対策事業として実施するものでございますので、どうしても一定の資格条件がございまして、仰せの通り、炭鉱失業者を全部これまでに仰せたところ、これが吸収するという人があるということは私ども承知しております。そこで田川地区等においては残念でございますが、各省が一応了解して実施しておりますので、大体鉱害復旧、あるいは下水道の工事などといふことを申し上げられないのを今実はきめ、各省と協議をしておりますので、これはまあ具体的にどこのもので御期待に沿って、今後の失業対策が実施されるというふうに確信いたして

○阿木根登君 非常に田川地区に縮小されたことになりまして、實間も片寄つて参りますが、労働省が苦心されておることはわかるのです。しかし田川の問題になりましたから、田川だけを考えてみましても、現在の失業対策事業で吸収しておるのは月に十三日しか仕事をしておらない。こういう現状ながらみて、現在出ておる失業者にさえほんとうの対策が立てられておらない。それにもってきて田川地区には相当の炭鉱の失業者が出てくる、また田川地区以外の常熟、長崎、佐賀、山口等の問題も相当出てきておるけれども、苦心はされておるけれども、問題はこの法案が通れば、本年度中に五千人の失業者が出来ることは現実なんです。ところがその五千人の吸収策というものは全く考えておらない。少くとも為政者が考える場合は法律によつて首を切るならば、出てきたあとからどうしようかといつて考えるのではなくて、すでに出てくることは法律で首を切るのですからわかつている。そうするならば、その対策はすでに立てられておるべきが至当である。ところがこの法案が先で失業者は町に放り出されて、それがから何とかしなければならぬというような聞ぬるい対策を立てられておらないか、こういうことを私は憂うるのであります。

月でございますが、一応そういう数字に私どもとしては相なっております。なお六月につきましても調査をいたしましてお話し申し上げたいと思います。それから今のこの確かに五千人程度の失業者がいるということはいえるのでござりますが、これは先ほどもお話ししがございました通り、本年度の大体第四・四半期ということに相なると思います。そこで必ず私どもとしては間に合うように計画を立てて実施いたしたいと考えております。

○小松正雄君　ただいまの御説明から考えまして、まあ遺憾なきを期してやるから決して心配せんでもよからうと、かように言われる。私どもはそれによからうと仮定して考えたいたしましてもまだ残るものがあるのです。それで、それが五ヵ年間の間にはどうにか吸収できるような仕事は作つておいでよろしくと仮定して考えたいたしょ。そういうことを考へて、私もそうだいたしまして五ヵ年後に対してはやはりそのときには今現われておる以上な失業者が一ぺん出てくる、かようななどと想なうと思いますが、それらのときにはどういうふうな年次的な考え方をしておるか、その点を……。

○政府委員(江下泰君)　五ヵ年後の問題でござりますが、まあ要するに私どもとしましては毎年一定数を計画いたしまして失業者として吸収いたしております。そういたしますと、まあこれは五年たまれば、その間に相当自然的な減耗といふものも考えられます。そこで五ヵ年後におきましては、この数字が相当減るということは予想さ

れるのでござります。もちろん現在から五ヵ年後におきまして、それじゃとくらになるかという点は、これは予想するのは非常に困難じゃないかと思ひますが、もしそうだとすれば、やはり五ヵ年後におきましても失業者が生활ができるだけの事業というものは、これは実施をしていかなくてはならないものであると考えております。

○小松正雄君 五ヵ年後には相当失業者がこのうちから、あらゆる角度からまあ五ヵ年の間にはあなたのおっしゃるようだ配置転換を考えて自分自身で仕事を求めて外へ行く人も出てくるでしょう。しかしながらおよそ炭鉱に從事しておったという者は、その土地から離れて行くというものは少ないようにも思えられるし、そうすればどうしても半分くらいは五ヵ年後にははつきりと私は残ると、で、失業の対策はどうなんにされても五ヵ年後の、あなた方の計画された川崎線も五ヵ年で終らうとするし、それからまた地方の遠賀川の改修も二年くらいで終るのじやないか、そういうようなことを考えて一般的に地方のことを考えましても相当な失業者が残る。この残る失業者に対してのことを尋ねたのであって、どうする考え方を持っているかということをまずお尋ねしてみたわけです。

○政府委員(江下孝君) これは今申し上げましたように、まあ五ヵ年後どのくらい失業者が残るかということが明確でございませんんで、そこで今から実はどうするという計画を立てるということが実際は困難でございます。しながら仰せのように相当な失業者が確かにございませんんで、そこで今から実はどこで残るということになりますれば、その際におきましては、あるいは

○小松正雄君 そういうふうに考え方られておるということありますれば、これは私の私見として申し上げてみたいと思うのですが、日本のは御承知のように一番必要である食糧というものが足らないということですね。それでこれはあなたは労働者の人だから専門でないからわからぬかもしれないが、およそ人として、その失業救済的なことばかりを考えずに、永久に残す仕事として本人に与えてやろうという角度から考えられる場合には、私の考え方あなたも同じだと思う。そういうことからいたしますと、国内の食糧事情として足らない、悪いということがいたしますと、この炭鉱がもしやまたとします。そうするとその山間には田面にならうかというところが相当多いわけですね。これは全国考え方されれば植林、森林その他から考えても伐採しても、田面の開発をやることが私は一番必要じゃなかろうか。これはもう食糧難である国であります限りは、一番また必要なことじやなかろうか。これに吸収する考え方を持ば、たとえは炭鉱をやめられたあとに今度そこにもう相当な田面ができる。これは田面を作るためには、その所の者を吸収して、そうしておのおのにまつて反対幾らという補助方法をしてもらって、そうしてそういうふうなことにされるということになりますれば、平地でなくとも山の上まで田面ができる。これはどういうことがといつたら、炭鉱をやつておるところにはすでに電気がきておる。電気でポンポン・

アップして山を耕して谷を埋めて、個人的に田畠を作るということになりますが、それには水がないじゃないかということになりますが、電気はきております。さておれば政府の施策によつてそうしてポンプ・アップによつて水田を開発する、そして永久的に農村に従事をせない者もあるかも知れませんが、仕事がないということになれば、国の一貫した施策として将来を考える上において、この仕事をなさしめようという考え方方が労働省の方にもあるか、あるいはまた通産大臣として責任ある上からにおいて、これは炭鉱のためにこの法案が出ていい。この法案によつて首を切られる。これが五年たつたらやはり行き場がなくて余つてくる者が相当出てくるということを大臣も予想されておると思います。そこでこれらの一貫した将来の職業に対する対策としての中に、こういうものを吸収していく、そういう者に対しても仕事をさせていく、そうしてできたものはそれらに年賦償還で金を貸してやらせるとか、こういうふうなお考え方をお持ちであるか、一つお聞きしたい。

離職者の救済ということをやりたい。ただ本年度は予算の関係も間に合いませんでした。五干人足らずということがありますから、これについては場合によつたら予備金支出等でも間に合つてあります。ただあれは鉄道審議会の關係がありますので、それにかけないといけませんので、この間かけまして、幸いに小委員会だけは特別の措置として今までの残つております新線の別ワクとして、川崎線を認めてもいいといふ小委員会の決議だけは経ました。さらに審議会も通過するものと思うのです。そうしてこれも一つ実行の段取りに入ります。それではおずっと先のことについては、これはもういわゆる日本が今のように失業者をかかえて、これから五年も六年も七年もいくといふようなことでは日本は成り立たないのですから、そういう観点から経済六ヵ年計画というのも立てましたわけですが、ありますから、私どものこれは理想であります。そこにはお説のような田面の開発というもののむろん含まれておるわけでありますから、どうか御了承いただきたいと思います。

川の総合的な調整なのです。それでダムを作りますそのダムの中には相当公共事業費が入って、その国の、出ておる公共事業費のある程度のロスを見て、そして電力会社に発電をさせていく。今日の日本のダムの大半はいわゆる治山治水の面である程度のダムの建設費をカバーしている。そういう点がすでに明らかになつております。先ほどのお話しのようにはんとうの炭鉱の失業者を一般の土木事業、建設事業に向ける場合には、今までの熟練した技術者から見ると相當落ちます。必ず落ちるに至つております。従つてその落ちる分をいわゆる失業対策費用の中に見るという考え方をはつきり計数的に出さないと、新しい雇用は私は生まれてこないと思う。先ほどちょっと申し上げましたように、一定の密集していいる炭鉱地帯のもとのまに失業者を置くくといふことは、私はいけないと思う。従つて炭鉱の失業者を区分して、中企業に向くはある程度持っていく。それからいわゆる肉体的な労務にたえる者は、やはり一般土木の労務者として集団的にある程度建設事業のある方に出していって、そうして五年なら五年の間に国がまあ運賃、交通費、そういうもののを見て現場で熟練をさす、そして一般公共事業の中に自然に吸収させしていくよろ、そのロスはやはり失業対策費で見ていく、こういう形をとらないと、これは解決できない。これが今までのお話しのように自治体に、公共団体にまかせておいたのはそういうことはしない、これは話だけで必ず出ると思う。これを今出さなかつたら出す時期は私はないと思う。どういうような点は今まで

のダムの建設の場合でも、はつきり公  
共事業費でいわゆる電力を開発して、  
それが両方のプラスになるよう持ち  
ていく。漫然と町村にまかしていては  
将来後に立たない、後に立たないかも  
しないと思うのです。役に立たないか  
いと思う。従つてこの百五十八億の中  
でそういう点を計算すると、実際日  
本の経済の再建復興にやはり七、八ま  
では役に立つと思う。それが即新しい  
生産にはね返つてくると思う。このた  
めには単に町村にまかすだけでなく、  
國が大まかな線を立てて、その半分く  
らいをやはり効率的に財政効果を生  
かし、労働市場が新しく生まれてくるよ  
うにすべきだと思いますが、こういろ  
点について建設省や、あるいは運輸省  
の、この労務を担当している建設關係  
と具体的に、いわゆる建設省の考えて  
おる失業者を吸収した場合のその労働  
の生産性の落ちている面をどの程度に  
見て、これを失業対策でどの程度カ  
バーできるか、こういうような点につ  
いて御検討されたことがござりますが、  
○政府委員(江下孝君) 先ほど申し上  
げるのを落したのでございますが、も  
ちろんこの石炭の離職者が、全部が全  
部直ちに河川、道路、電源開発等の事  
業に向くとは私は考えておりません。  
従つてどうしてもこれはこれに入れま  
す前に、ある程度の予備的な訓練をや  
る必要がある人が相当にあると思うの  
であります。そこで実は閣議の決定の  
中にも必要な職業補導をするというこ  
とが一応入っております。これは決し  
て飾り文句ではございません。私ども  
としましては、できるだけこの技能訓  
練を必要とする人には技能訓練を実施

ございましたが、閣議決定をいたしました。それで、公共事業への失業者を吸収するということを出しましたときに、今先生のおっしゃった通りの議論が非常に出てたわけでございます。そこで建設省としてはそう無技能の者を入れては困るということとございまして、私どもとしても考えたことが二つございました。

一つはまず從来安定所におります失業者の体力検定をまず実施する、身体の程度を十分調べておく必要がある、一日行つたらすぐへばるというようなことでは困る。

もう一つは、失業対策事業の現場におきましてその公共事業に向くようにな訓練をやる、こういうことを二つ皆めたわけでございます。予算等の関係でこれが十分に行われていないことは認めざるを得ませんけれども、特定の地域等におきましては相当これが活潑に行われまして、公共事業への吸収も担当われておるという実情でござります。

なお、今回の閣議決定に当りましても、その点については一応建設省の方から昨年と同様な意見もございました、一応先ほど申し上げましたような事項も入れますし、なお体力等につきましては十分私の方で精選をいたして公共事業につかせるように考えております。そうでない体力の劣る人に対しましては、今のところといったましましては一般の失業対策でまかなつていくという、大体そういう考え方でこの炭鉱の離職者を考えておるわけでありま

いと思うのであります。ところがこれ  
は国が施行する一、二級の国道である  
とか、あるいは直轄河川の場合はいい  
のであります。しかしながら主として  
県費河川あるいは市町村費河川でそれ  
を行う、これは今問題になっている補  
助事業でありまして、毎年こま切れ予  
算で、従つて大きな計画は立たない。  
こういうような場合は少くも五ヵ年間  
の河川改修の敷地だけは買収するとい  
う計画を立てておかなかつたら、問題  
は解決できない。ことに失業者をそこ  
へ入れてこま切れ予算でやろうという  
ような場合は、もうどうしても仕事を  
しなきゃいかんというので、敷地の買  
収ができない、そういうことが非常に  
多いのです。今度特に炭鉱のこ  
の失業者を自當てにする場合には道路  
にしても河川にしても、先に敷地を買  
取しておく。どちらの方にも関係なし  
に買取をして、そこに安心して事業費  
がつけば仕事ができると、こういうよ  
うにして集団的に移転をさせなかつた  
ら、私はだめだと思います。今までの  
ずっと例を見てみると、これは一省あ  
るいは一局の問題ではなくて、やはり  
大きな国の完全雇用に持っていく基本  
的の問題として、そういうものを立て  
なければならぬと思うのであります。実はこの間やはり新冠川が氾濫したと  
き、河川局長が、これについて河川課  
長会議を開くと、こう言っておりまし  
たが、そういうような形で何か起きた  
ときに思い切つてそういう線を出さな  
かつたならば、府県あるいは町村の河  
川、道路等も私はできないと思ひます  
が、そういう点を積極的にやる考え方  
はありますか。

事業といふ予算を今年初めて組んだのですが、実はこの単価等につきましては建設省と相談いたしました。率直に申し上げまして、その単価では今先生のおっしゃるように敷地の買取は非常に困難である。これはまた来年度におきましても私ども相当がんばらるつもりにしております。私もそういふことができない場合にはこれは残念ではございますが、やはり公共事業費でこの面をカバーしていくといふことでござります。そういうことでもうちらん建設省の方にも依頼をいたしております。

○石川清一君 今お聞きしたようなな取り方であります。この建設省とかあるいは労働省だけできまらない問題だと私は思ひます。従つて今度のこの石炭供給合理化法案をまあ国が一つの政策として通し、政府が従つてこの失業対策だけは、日本のこの産業行政の中からやはり一本大臣がお立てになつて、いわゆる一つの線を残しておくべきだと私は考へるのであります。どういろいろ考へてお考えですか。

○國務大臣(石橋湛山君) 原則として同感であります。具体的には三十一年度からの問題になりますから、三十一年度にその実現をばかりたいと思ひます。西田労働大臣もいわゆる失業対策事業といふものではなくて、失業者に対するある程度の安定せる事業に人材を吸収する策をとりたい、私も同感であります。さようなお考えのような方法を講ずる決心をいたし、三十一年度には実行するように努力したいと思ひます。

○石川清一君 労働省の方にお伺いし

ますが、この法案に基いて離職するる鉱地帯の失業者に対して、まず公共団体をして仕事場を作らせて、こうしならうよろお言葉に私は受け取つたのであります。ですが、そういたしますと御承知の通りにこの炭鉱といふものがなくなつたために、ここにある責任をもつて仕事をしようといふことができるかどうかという点についてお伺いしたいと思いますが、地方の公共団体といふものは炭鉱がなくなつたために、御承知のように鉱産税も入つてこない。固定資産税も入つてこない。ひいては住民税が入つてこない。いろいろと現実の問題としてこの地方公共団体はどうにもならない。この法案に基いてそういうことになれば、そういうことによって収入といふものは全然なくなつてしまう。どういうことについて非常に辛労されておることであるからして、あなたたの思つておるようく公共団体に仕事をやり、國が何割かの補助をしろ、こういうことで失業者を救済しようとするようなことを考えていても、これがは当らない。それでそうなつた場合はあなたのほうではどういうふうに措置的にやられるというのか、お伺いいたします。

きましては、実は予算も通過した現状ではありますけれども、な私がどうもしては慎重に研究をいたしておる問題であります。最悪の場合におきましては、地方自治法におきましてその負担分については必ず何らかの裏づけがなされるような措置を考えてもらうように、今私どもとしましても調査をしておるということを申し上げておきます。

○小松正雄君 もう一つ、公共団体の困つておることを申し上げておきます。終戦後どうしても石炭が第一、国民の再建の本であるという意味におきて、政府が押しつけて石炭増産に専念させた。それに伴つてその事業主は甚だ府の責任にこだえるためにあらゆる手段から炭住を建て、人を入れた。そとに基いて公共団体は学校を建てんでもよかつたのが、人口があふれるに連れて校舎の増築をやり、あるいはへんびん所には出張所をこしらえたり、あらざることを國の施策に沿うてさせられたわけです。公共団体も今言つたよろしく、これが疲弊するにつれて、失業者が出てたが、失業者がそこにもおらないということで、すでに校舎があつておるというような現状ですね。そんなときの起債も払えんでおる、こういう状況のを作るときは起債を起したり、そのあることとも加えて話しておきたい。かようになります。

それから厚生省の方にお尋ねしますが、この失業対策事業に従事する諸君は、失業保険の対象になるのか。  
○政府委員(江下翠君) 保険関係のことは私の方で取り扱っておりますので、私がお答え申し上げます。今まで御質問は現在の失業保険法では、炭住

等で六ヵ月以上働きますれば、必ずサケ業保険がもらえるのでございます。おもいきつても仕事がないという場合に失業対策事業にいく、こうようとになります。

○小松正雄君 重ねて伺いますが、土とえば川崎線に従事して六ヵ月間仕事をしたとしても、仕事は雨が降ったりからだの都合で一ヵ月に十日か、雨が降れば結局仕事ができないですかね。これは現在の問題ですけれども、それで六ヵ月の間に基本になる労働時間というものがなされてなくとも、その対象になるかどうか。

○政府委員(江下奎君) 一般的の常用労働者につきましては、これは途中でなんらどうという問題は起らないと思います。日雇労働者の場合にそういう問題があると思います。これにつきましては、失業保険として特別な制度が計画されていますので、一定の資格要件は必要でありまするが、資格要件に合いたしますれば、日雇いの失業保険は受領できるようになつております。

○小松正雄君 それで今申しますよるに、川崎線なら川崎線に従事する失業者は、これは雇用と見なされるのか、日雇いとして見なされるのか。正規の場所として、事業場として見なして、それに従事する者は、六ヵ月経てば生業保険をもらえる対象になるのか、これを聞いておる。

○政府委員(江下奎君) この日雇いの失業保険と一般常用者の失業保険は、応立方が全然別になつております。炭鉱等で常用者として使われました

この川崎線なら川崎線に吸収しようとする。吸収された失業者が、それが、正常な事業場としての川崎線に従事するという考え方で従事した場合、あなたはやはり日雇いという対象で考えておるか。

○政府委員(江下孝君) それは日々雇用されて日々賃金をもらうという建前になれば、これは日雇いということになると思います。

○小松正雄君 それをもう一ぺん繰返して聞いていますが、この法案によって買い取りその他によって離職をし、失業者ができる。これはもう國としてもどこかに配置転換をせなければならん義務がある、責任もあるわけです。しかしながら幸いにそういう所々に地方團体がやるし、あるいは國の政策、仕事としてたとえば川崎線から川崎線といふものができるようになって、これに吸収するのだ。これを甘んじて受けたとしても、これを正常な所に転換がされれば、六ヵ月たてば六ヵ月も失業保険としてももらえる。これはりっぱな労働者ですものね。これが國の施策に沿ってやはり川崎線に従事をしようとやうのであるから、私は失業保険の対象になる従業員として考えられるときおりましたが、念のために尋ねて答弁を聞いておきたい。

○政府委員(江下孝君) 現実には私は適用になる場合が多いと思いますが、ただ具体的にはどういう事業主体でどういう雇用形態になるかといふ点をもう少しひつきりさせんと申し上げることができます。が、その点についてのはつきりした御質問をしておきたい。

れる場合が多いと思います。

○小松正雄君 さきに石川君よりも指摘されましたが、鉄道の場合、河川の場合でもそうでしょうが、鉄道の場合はここに聞くところによりますと、鉄道はできても、炭鉱の失業者を吸収されるとあなたはおっしゃるが、鉄道関係の人の話を聞きますと、そういうものを使つてやるには値しないと聞いています。

○政府委員(江下孝君) これはどうも技術的な点になりますと、私詳細申し上げることができませんが、実はこの閣議決定も一応各省と相談いたしまして決定したのでございます。その中に上げることができませんでしたが、実はこのも新線建設という言葉も入つております。もちろん運輸省等もこの点については承知いたしております。私どもとしては当然ある程度は吸収できるというふうに考えております。

ります。

○小野義夫君 これは今小松委員が触れているのは實際深刻なるものがある

ので御質問でありまして、私の経験によりましても、石炭を戦争中に北海道地方はみな整理をしまして、全部や

めてその機械とか設備を内地に移駐し、それから労働者を移駐するという

よ

ります。

あります。

も、閣議決定などで、そういう一片の机上の結論で、これは非常にうまくい

はない。であるから、これは日本も、

われわれも当然しているところの大

きな問題でありますから、政府は次

機会までにこの根本的な、この法律に

よつて生ずるところの労働不安もしく

は労働失業その他に対するほか、これ

を含めて、そうして根本的な考え方を、

従来のようなくまぬるい対策で日本の

国の大安全もしくは産業の平和と

か、その他のことは行わないであろ

うということをおそれるのであります

から、この点について今ただちにこれ

で全責任を持つてというても困難でござ

いましょうから、大体通産大臣のしば

しばりいろいろ言葉もありましたけれども、適切にこれはなんとか取り上げて、はなはだ僭越ではございません

けれども、労働問題の問題だけは他のま

だ幾つかの質問もございましょうか

ら、終りをつけるということはいかが

て、はなはだ僭越ではございません

けれども、労働問題の問題だけは他のま

だ幾つかの質問もございましょうか

ら

てもこの状態を、そう長くない、少くとも二、三数年間には全く面目を変えるようにならなければならぬと考えておりますから、それには私微力であります、全力を尽すつもりであります。

○委員長(吉野信次君) 速記をとめて下さい。  
それでは二十分間だけ休憩いたします。

午後一時三十一分休憩

○委員長(吉野信次君) 速記を始めます。  
○委員長(吉野信次君) これより開会いたします。

午後一時五十五分開会

○海野三朗君 私は、燃料の総合対策の見地から二、三質問をいたしまして、通産当局の御意見を聞きたいと私は思ひます。ですが、今度の石炭合理化法案、それから重油ボイラーの法案というのを見ますと、ちょうど言つてこの重油の方に走るのは当然であります。ところが、これだけで済まないであります。次々に問題が起る。たとえば鉄鋼の合理化なども当然これは起つて来なければならぬ問題だと思うのですが、まずこうやくを張るにいたしましても、だんだんこのうみが、こうやくを張つていても一時押さえればいいかもしないけれども、どうしてもうみが出てこなれば困るのじゃないかとう思ひます。この石炭と申しますのは、私が申すまでもなく過日千葉大学の雀部教授の話に

もありましたが、実際この石炭といふものは非常に現代におきましては燃料としてはその範囲が狭められておると思うのであります。そこで、石炭を利用することとは天然資源を使うこととありますから、なるべくこれを活用させる方向にもつていかなればならないのではないか。そういうへ果して政府が努力してきたかどうかたしますと、その活用せしむる方向

ということを思いますときに、はなはだ心することができない今日までありますから、こういうふうに燃料の総合対策の見地からして、私は思うのであります。

○河野委員も言われましたように、なぜ今まで石油会社がこういうふうにほつてあるのか、ほかの会社はみな赤字で苦しんでおるのに、この会社だけはすばらしい状態になつておる。これは何であるかといふと、

今までのこの重油に対する政策といふものは通産省が間抜けておつたと申さざるを得ない。ところが通産省の古いお役人が皆この石油会社に入つておるといふことを聞くに至つては、實にあきれるを得ないのであります。私はその就職を云々するのではありません。そこに入つても国策をあやまるようなことにしてはならないのだといふことにしています。

○國務大臣(石橋湛山君) お尋ねを。私はこの問題、何とかして関税の障壁でも設けて、そして重油をあまり使わせないの

に、安い重油をどんどん入れておいて、ありますから、だれでも石炭の方は捨

ててこの重油の方に走るのは当然であります。それが再三申しますように、

○海野三朗君 もう一つ関税についてのお考へを。

○國務大臣(石橋湛山君) 関税については先ほど申し上げました通り、重油はことに水上における漁業面の使用が非常に多いのです。その方面の関税は実は上げたくない。なるべく価格を低くしたいというので、関税を上げないのみならずその方面的価格を低くするような行政措置を今までやつて参りましたし、今後もさようにいた

て参ります。それでありますから、この燃料総合対策の見地から申しましても、この関税の問題、それからまたこの石炭をなるべく使わせるようにしなければならない。従つてガス化の問題、それから石炭を使つておられるが、そのお考へを私はお伺いたしたい。

○國務大臣(石橋湛山君) 前段の御趣意はその通りまことにござつともあります。その一年間だけは低い関税を一応つけられないところが多々あつたと存じます

ければならないのじゃないか。で、効率の点から申しますならば、石炭をそ

これは幾ら法律で重油の規制をいたしましたところが、これはお話しのよう

新たな構想をもつて考え直したい、かようになります。

○海野三朗君 石炭の方の値段と、先ほど河野委員も言われたように、石炭の方の値段と重油の方の値段、重油の方の値段が安くして石炭の方が高くあれば、これは全く石炭鉱業合理化法案な

ど頭をたたかないと、自然と重油の方には手が伸びないような方策でありますから、そういうふうなことはゆきませんから、さように处置いた

使つ方がはるかに熱効率が大になるのに水の低きに流れるのをとめるわけにあります。そのためには、ガス化してありますから、そういうふうなことは非常に現代におきましては燃料としてはその範囲が狭められておる

と思いますが、常磐地区に低品位炭専門の発電所を作りたいと考へまして、現

在電力会社と話し合をしておりまして、大体近いうちに固まってスタートできるものと思います。それからこれにつきましても計画が固まりましたならば、政府資金の手当をすることに関する係局と話し合をしております。

点を置きまして、今年は六千五百人の予算を一応組んでおります。そこで大体この予算をもつまして、ある程度今年は実施できるのじゃないかというふうに見込みを立てております。

○三輪貞治君　ただいまの御答弁にあつまつてよつて、今手の右衛門の子算

○三輪貞治君 労働問題については私はそれだけにしておきます。

次に合理化資金の問題であります  
が、いただいておる資料によつてこれ  
を検討してみますと、四百億円の総  
坑開発資金を含めまして、大体合理化  
資金が、その他の工事を合せて九百十  
八億円とおなじであります。

他も全然考えておりません。また増資その困難でございますが、ある程度安定いたしましたれば、増資の余力がござります。それからもしコストに対してもある程度の利潤が見合ひような状態になりますれば、内部留保というのも考え方もありますので、その程度のものは十分調達できるのではないか、実はこの財政資金をもつて、まことに、今ままで、

○政府委員(齋藤正年君) これは大臣の御質問に對する返答であります。ただいまのところは、まだ決算の提出がなされておらず、その點につきましては、まだお答えいたしません。ただ、この点につきましては、まだ決算の提出がなされておらず、その點につきましては、まだお答えいたしません。

○三 輪貞治君 おせとれをくとくと質問するかと申しますと、やはり問題はこの辺にあるのでありますて、法律でみますと、資金の融通確保については、簡単に片づけてあるわけです。第六条に「政府は、石炭鉱業合理化実施計画に定める石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に必要な資金の確保に努める」とある。ところが今度は事業団に対する觀点、すなわち炭鉱の出さなければならぬ納付金等については実に詳しくあげまして、強制徵収あるいは延滞金の細則までずっとあって、なかなか大へんだろうと思うのです。だからその点を御計画になつておる通りに占まつよしつづらは、まこと

...  
...  
...  
...

...and the other side of the world, the other side of the ocean, the other side of the sun.

10. The following table summarizes the results of the study.

10. The following table summarizes the results of the study.

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

10. The following table summarizes the results of the study.

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

10. The following table summarizes the results of the study.

10. The following table summarizes the results of the study.

1000

合はいたしておりますが、まだ固まつておりますので、ここで計画としてこれを出すというわけにゆかなかつたのであります。ともかく石炭の合理化をやつて石炭鉱業を確立するということが国民経済の上からもぜひひとやらなければならぬ要請でありますから、これに必要な資金の処置はいたしたいと私が思ひばかりでなく、現に大蔵大臣からもその点については、石炭鉱業の確立のためには一つあらゆる努力をするといふ約束はいたしておりますから、今後十分努力をいたすつあります。

○三輪貞治君 それからもう一つ非常に心配になるのは、これはこの前から参考人の御意見にもございましたように、われわれが現地で意見を聞いたときに非常に切実に述べられておりま

したが、この関係市町村ですね、この市町村の買い上げによる——廃坑による税制上の打撃、その他についてもまた生活保護費も要るでありますようですが、いろいろのように収入の方が減つて出す方が増してゆくといふことについて、十分に親切な政治が行わなければいけませんが、そういうことがりつぱに並行して行わなければ、これには反対だというふうに地元はみな言っているわけです。この点についても一つ大臣からはつきり御答弁を願つておきたいと思います。

○國務大臣(石橋湛山君) これはこの合理化法を実施するために、直接に打撃が市町村にどれだけあるかといふことはわかりかねますが、ともかくこれを実行するしないにかかわらず、現在

炭鉱地方は労務者が非常に多いといふことは、すなはち半面からいえば、これまで引きまつております。そこに方財政等にも非常に打撃を与えておる

ことがありますから、これは十分地方財政全体の問題として考慮をいたしたいと考えております。

○三輪貞治君 それは通産大臣が一人並びに大蔵省とも打ち合せしてそうい

うことになつてゐるのですか。自治庁お考えになつておられるのですか。

○國務大臣(石橋湛山君) たゞいまのところはまだ地方財政のことについて

は打ち合せしておると、ここで申し上げるほどの打ち合せはいたしておりま

せん。しかしながら閣議においてはそういう話も出まして、十分考慮をしなければならぬといふことは話が出てお

ります。

○三輪貞治君 その点について、この合理化計画の遂行によつて地方の関係市町村に与える影響といふものはわからないといふのは、ちょっと私解せないのですがね。これは三百三十坑といふのがわかつておるとすれば、それからはじき出されてくる失業者数も大体勘定されますと、そうすればこれはわかります。そこでは、もう合理化され得をするといつては語弊がありますが、中にはなかなか納付金も払えないところも出てくるのです。しかし、太体においては残つたものはよくなるといふことは事実である。しかし、その蔭において中小が被害を受け、労働者が首切られる、こういう得をするものと損をするものはつきりしてしまつたと私は記憶いたしておりますが、そういうお考へでございますが

○政府委員(齋藤正年君) これは確かにしては、その炭鉱の生産分、ただし三百万トンは能力でございますから、現在の実生産はむろんそれよりは若干低くあります。そのため私は言ひます

が、関係市町村の受ける財政的打撃は買上げをいたします炭鉱につきま

しては、その炭鉱の生産分、ただし三百万トンは能力でございますから、現

在の実生産はむろんそれよりは若干低くあります。そのため私は言ひます

が、その点については確かに減るのですが、それ以

ても具体的にどこに山というようなことは、すなはち半面からいえば、そこにはまだ引きまつております。そこに生産計画でも資料として出してござい

ますように、五ヵ年後には四千九百万トンに生産がふえるわけであります。

○三輪貞治君 そういふことで、むしろ鉱業税その他は増加いたすことになるのでござい

ます。

それから、実は買上げの対象になりますよう炭鉱では、実は鉱業税と固定資産税を納付すべきものの滞納になつてゐる分が非常にたくさん現在はあります。

それから、それが相当地方団体の負担になつてゐるが、これを買上げい

たしますと、その部分が相当むしろ事業側から支払われまして、かえつて回収がよくなりまして、財政面が楽になつてゐるというふうな面もございま

ります。

○三輪貞治君 その点について、この合理化計画の遂行によつて地方の関係市町村に与える影響といふものはわか

らないといふのは、ちょっと私解せないのですがね。これは三百三十坑とい

うのですがね。これは三百三十坑といふのがわかつておるとすれば、それからはじき出されてくる失業者数も大体

勘定されますと、そうすればこれはわかるばかりです。それを防止する方

便は大手と中小がやはりあるわけであ

ります。結局この残存をして参ります炭鉱の中

でも大手と中小がやはりあるわけであ

ります。されど大きい方が比重が増していくと

あります。それが衆議院でも御質問がな

りますが、これは衆議院でも御質問がな

ります。公益事業局では八百三万トン、ま

たは通産局では七百九十二万トン、こ

ういうものを電力用炭に見込まれてお

ります。主火災の電力において豊水、渴水の場

合に一割の、上下では二百万トン以上

の上下があるということが言われてお

ります。公益事業局では八百三万トン、ま

たは通産局では七百九十二万トン、こ

ういうものを電力用炭に見込まれてお

ります。主火災の電力において豊水、渴水の場

合に一割の、上下では二百万トン以上

の上下があるということが言われてお

ります。主火災の電力において豊水、渴水の場

合

な措置をとつております。今後も天候のこととはこれはわかりませんが、まあ毎年実施計画を立てる事であります。そうから、非常な狂いもあるいは起らないかと思いますが、万々一番の狂いが起れば、その問題であります。そういう場合にはやはり今までと同じよう電力会社に相当貯炭してもらつて、そうしてなるべく製炭会社の負担を軽くする、こういう措置をとつていきたいと考えております。

こういう場合にでも、あるいは政府が一応きめられた石炭を出す場合には出して、余ったときの責任は政府は持たない、そうして、しかしこれだけは出してもらいたいというのでは、炭鉱の方もそろ簡単に応じられないし、非常に不安があると思うのですが、その不安を何かの形で取り除くというようなことはやはり考えられないのですか。

○國務大臣(石橋湛山君) これは今後にこの計画を立てますと、とにかく年々の実施計画を作ります従つて万一本年豊水であって石炭が余るといふ場合には、次の年次の計画を立てるときにやはりこれは考慮されますし、その間のつなぎといふことくらいのものはこれができると思います。

○阿具根登君 大臣は豊水で石炭が余つたら次の年度はこれを考慮するよおっしゃると、まだこういうような法案で次の年度は首をお切りになるのか、それとも炭を出さないようにするならばどうされるが、結局これはやっていけないということになりますせんか。今のお話では、たとえば二百万トンなら二百万トンの石炭が余った、それは二百万トン貯炭があふれるけれども、それが四百万トンになつた場合には来年は二百万トン差し引いて出す、というふうになるかと思うのであります。ですが、そういうことであつたならば石炭業者が安心して出せないと、私が先ほど言つたことになるのですが、そういうことでござりますか。

○政府委員(齋藤正年君) 電力用炭だけの問題に限定いたしまして、ちょっとと事務的な点を御説明いたします。

て考え方としても四千六、七百万トン、切羽の面からいえば五千万トン近い生産力があるというようなとき、四千万しか出でていない場合は非常に問題であります。が、生産能力と実際の供給量とある程度のバランスがとれて参りました場合には、百万トン程度そこそこのものならば、そう問題を起さないでいけるのじゃないか、どういうふうに考へてるわけあります。

○阿具根豊君　局長がお答え下さいましたので、次に進みたいと思うのですが、先ほどの大臣の御説明では非常に懸念するところもござりますが、こればかりで時間をとつてもいけませんから、今度は大臣じゃなくして局長にお答え願いたいのです。が、先ほど失業問題についてほかの方々が質問されましたから、私は今度は残った人のことについて質問いたします。こまかくなりますので局長でけつこうです。

通産省の計画では、コストの一割ないし三割の引下げを目途としてこれをやられておる、そして賃金は今年の三月で据え置きだ、資材は何%か忘れました。が、わからなかつたのですが、相当減るようになつたのが、それでやっていけるとお考えになつておられるかどうか。

○政府委員(齋藤正年君) 実は将来の賃金の水準でありますとか、価格でありますとか、そういうものについて仮定と申しますが、あるいはわれわれだけである数字を作るということになりますが、その方がむろん皆さんの御承認を得られにくい。どういう根拠で作ったと言われますと、かえつてあまり自信がないのでございまして、むしろその点は現在の数字をそのままベース

にして延長する以外に仕方がないの  
でこの数字をとったのであります。  
この点は労働大臣からもはつきりほか  
の機会にお答えがございましたが、こ  
れは決して賃金据え置きを政府の計画  
として織り込んでおるのではなくござ  
いませんで、ただその計画を立てますとき  
に、今のように将来これだけ賃金が上  
るはずだというような数字はちょっと  
われわれに立てようがございませんの  
で、まずすべての物価も賃金も全部現  
在据え置き、こういう仮定で計算をし  
た、こういうことで計算上の便宜だと  
いうふうに御了解願いたいのでござい  
ます。

お伺いいたします。  
○國務大臣(石橋湛山君) 私は現在の炭鉱の労働者の賃金が特に高いと思っておりません。しかしながら今局長が言いましたように、計算の都合上、一応どうしたのでありますか、しかし一般の物価が上り、あるいは一般的の賃金が上がる場合に、炭鉱だけを下げるておくという意味ではないのであります。その場合にはおそらく石炭の価格も、一般の物価その他に比例して上るものと思います。ですからこの一般的の動きをことに否定しておる意味ではございませんと私は了解しております。

○阿具根登君 局長はどうお思いですか。一般国民所得は一・四・九%上るというあなた方は計算をされておるわけなんです。そうしてこの合理化法案によれば、炭鉱労働者の賃金は据え置きになつておるじゃありませんか。

○政府委員(齋藤正年君) これは実はこの計画を立てますときには、六ヵ年計画の所得の増加というふうなものを基準にするということを考えつきませんでした、物価も賃金も、すべてほかの原単位その他の要素も、われわれの計算で見る分だけは入れましたけれども、全部現状ベースで考えた次第でござります。また労働省の方に、一体国民所得が一・四%ですか、これだけ増加いたしました場合に、賃金水準というふうなもののがどういうふうになつているかということを伺いましたが、まだそういう賃金水準にそれを直した場合に一部どういうふうになるのだというよう

卷之三十一

君 私が心配したことあるとこはたとえども、政府はたとえども、おまかせだよ。金は今のうちに貯金交換によって私に預けておる。どうな結果も出でない。アメリカは大丈夫だよ。

さいまして  
はつきりし  
それをベーブ  
そなへだといふこ  
臣からもお  
実際の労賃  
者側と、三  
一般産業  
方に応じて適  
いことをす  
ので、こ  
として賃金  
うなことを  
ないわけでご  
そりへた  
くまでなか  
る。そこいう氣  
あつたにして  
いざります  
が始まる。  
て、石炭の  
高は大きな問  
招来するの  
ござります  
に満たない  
リカでは六  
六・七%、  
私は聞いて

お答へにしないで、もとでなくまことに答えた場合に、たゞなござい。そこには、炭をただる。これは、本題をうふりたるが故だ。

いう点を考  
るか。  
つお尋ねし  
てお尋ねし  
ます。それで  
は、その中の  
が、四十億  
円の労務費  
が、一千四百  
万件費が全然  
あると、そ  
ういふ比率に  
なるか。  
局長の御見  
解は、どう  
いふ程度とい  
うか。日本本  
國の現状、  
戦後後的事情と  
本の場合には  
は、どういふ  
な状態ではな  
りして、どうな  
らうかとい  
ります。

トも—— 分が固定 担が減つ り大きな 度が上つ たのは、 あり、日 ことは、 から。石 力務費は、 はつてお トソそ になつて でどうい 解を承わ はアメリ 何などと 実はそう ので、一 ます。の いわけで 従来の戦 いうふう 人件費と ものは、 ものを考 どうも少 し低いと かろうか つたかと の操業度 が上つ

政策の欠陥により非常に利潤をうなぎのようにあげるが、そののではなく、したわけなんですが、さいせんか、齋藤正年君のつております。決してふうには考ふるに、ただ中小岩井の物資等に比べておきます。決してただ価格とそれだけで売られることは、これがなかなか組織がほとんどの他の需要をうなぎで増加するからです。されば安くなる大口需要について申し上げます。われの手元でも分析からしますが、これはかねてから大口需要に差額が起ります。

。これは大手炭業の、いわゆる、どうりよう、つまりは、こういう、そういうもので考

れるか。  
委員（齋藤正一） いてございまして、生産費は、うことでござ  
る基準といふことを、現在確実を加えたま  
ておりますが、その基礎になつてお  
る方と似たよ  
うなものを計  
ることでござ  
ります。何なりのそ  
の立場といふこと  
で、先ほど申し  
たをプラスして  
いる、と申します  
が、立場から  
ように入輸入業者  
の立場から  
ります。そして、それが  
す場合には、  
ますか、特  
のくらいにそ  
ければなりま  
ユラーと申  
炭、中級炭、  
価格をきめ  
と、そういう  
それでこれか  
ものが実際の  
、そういう  
な規格のもの  
条件も比較的  
のをまあ數種  
もとにおいて  
るものを作  
りますが、まあ

年君) これ  
ますように、たす考えでござりますが、どういうものなり方で計算したい、それに女性につきましては、それが何のものがそれがある、それに燃料、すなわち運賃を算定するにあつては、それを特定の価格のものになればいい、それについて、どういふに考えますか、販賣の一般的な引  
き、それが個作るといふものになればいい、それについて、どういふに考えますか、販賣の一般的な引



分検討をいたしたいとは思いますが、われわれとしては、この程度の能率の向上は十分可能であるというふうに確信して出している次第でございます。  
○阿具根登君 次に大臣にお伺いいたしますが、「一言私からお伺いして、あとは専門家の小松さんの方が質問がある」と私は思いますが、租鉱権の問題でお伺いしたいと思います。深くお尋ねしませんが、租鉱権と私が申したので、何を考えているかということをおわかれ下さると思いますが、「鉱業法によりますと、五万坪の鉱区でなからねば買上上げない」というようなこと、買い上げじゃない、五万坪といふことが言われておったと思うんです。またそのほかに租鉱権者は買い上げてもらいたい、いふところが鉱業権者は売りたくないという問題も起つてくるだらうと思います。九州で、ほとんど租鉱権者でございますが、一万坪かそこそこと思いますが、これらの問題につきましてはどういうようにお考えになつていらるか。衆議院でも相当突つ込んだ質問があつてゐると思いますので、私は時間をとらないために特に簡単に質問しておりますが、答弁願います。

○小松正雄君 租鉱権についてであります。じような対象で非能率であるといふべきではないかように考えております。  
ますが、今同僚より指摘されましたうに、なぜこの租鉱権が鉱業権者と同様のものとて考えましても、租鉱権であらうと鉱業権であらうと、石炭を出しておつたことは間違いないのだ。それからまた石炭を出すことについて、小規模のものも大規模のものもある。たとえば五万坪以上の租鉱権者からあります。あるいは三千坪くらいの租鉱権者もある。そういう大小の差はあっても、石炭を出すことについては何も変わることはない。こういうことを前提として申し上げますと、ただいま大臣の御答弁では、租鉱権はその対象にならないということに考えておると、しかしながら衆議院の方で付帯決議を受けられたので、これに対してもその付帯決議を尊重して審査しようといろいろな考え方のように私は承わりました。したが、実際問題として、そういうふうな考え方でおられるのかどうか、大臣にまず伺っておきたい。

○國務大臣(石橋湛山君) その通りでござります。  
○小松正雄君 そうなりますと、私はこといろいろな権利と鉱業権者との間について、対等な義務を果してきたこれらのものに対して、租鉱権者は鉱業権者と違った立場にあるようにこの法文でもなされておるし、その間いろいろ聞いたところによりますと、租鉱権のものは鉱業権者と同じ立場に立つて、同じところで租鉱権と鉱業権者とはともに買ってくれというふうになれば、租鉱権者の権利である租鉱権のもと、それからそれに付帯する設備も買い取る、ということになると、さっきも同僚より指摘されましたように、鉱業権者はまだ継続してやりたい。ところがその鉱業権者の上にのつかつておる上の租鉱権者として設定して握つておるその租鉱権者はぜひ買ってもらいたい、ということになると、五万坪有することにならなかつた以上にはその対象にならないと、こういうことに聞いておりますので心配しておりますが、ただいま確認をしてもらいましたが、実際に確認されたとはいえないが、実際に確認されたとはいえないが、私は心配でなりませんが、私の今まで言つていることが違うかどうか、局長一つ答弁して下さい。

いと、どうしたことになつておる次第でございます。その際に鉱区の買収につきましては鉱区は鉱業法の規定によりまして、十五ヘクタール以下の分割はできないことになつておりますから、買収の際にも十五ヘクタール以下に分割して譲渡するということはできません。ただし、これは租鉱権者の施設につきましては、一つの租鉱権者の鉱区が十五ヘクタールに満たなくともそれはちつとも関係がないわけでございまして、要するに租鉱権者の租鉱区が入つておる、それが全部含まれておる鉱区が五万坪以上、十五ヘクタール以上であればよろしい、たとえば五人なら五人の租鉱権者がございまして、これが全部まあ買い上げてもらいたいと申したといたしまして、それがたとえば三千坪ずつでありますならば一万五千坪になるわけでありまして、それだけでは足りませんが、なおそのほかに鉱業権者がそれに付属してあと四万坪分を合せて譲渡してもよろしいと、こういうことになれば、今の人三千坪ずつの租鉱権者の施設も買収の対象になる、こういうふうな形になるわけであります。

○政府委員(齋藤正年君) 私の説明がいちものの立場で個人的には租鉱権といふことなどではない、かよななどでしよう。

ちよつとこなごたしたかと思ひますが、そういうことではございませんので、鉱業権者が租鉱権の設定されてしまいます租鉱区を含めて五万坪以上の部分を事業団に譲渡するということになりますれば、その上に乗つております。租鉱権者は全部施設は買うことができるので、その租鉱区が三千坪でも二千坪でももそれは関係ないわけであります。ただおよそ鉱業権というものを五万坪以下に、十五ヘクタール以下に分割するということができませんので、その關係ではそりなる、こうしたことなどをいます。

○小松正雄君 もう一べん重ねて確認するために伺ひしますが、私の言つているのもあなたの一いつているのも同じことだと思ひます。ただどういうふうに感じられるかわかりませんが、あなたが言つておることから考えますと、租鉱権者が売ろうとする、買つてもらいたいという、ところがその租鉱権はむろん鉱業権者の建前にならないとして、その上に乗つかつておるその仕事をやっておる諸般の設備だけは買収の対象になるかと、こう聞いたのに対して、なるとおっしゃつたが、さて掘り下げてみたれば、やっぱりこの租鉱権者が買ってもらおうとする者に、租鉱権が一万坪であろうと三万坪であろうと五万坪にして鉱業権者から買収をして、そうして自分が鉱業権者になつたときでないとその設備もともには対象にはならない、こういふうにあなたが言つておることについては理解した

○小松正雄君 そうすると、鉱業権者  
のですが、そう理解していいですか。  
○政府委員(齋藤正年) これは粗鉱  
権者が買収して鉱業権者にならなくて  
も、鉱業権者からその鉱区を売るとい  
う意思がありまして、その鉱区内の粗  
鉱権者が全部設備の譲渡に同意します  
れば、これは差しつかえないわけであ  
ります。

小林正義君が同意しない場合ですね、たとえば鉱業権業者は自分は仕事をするから売れないが

○政府委員(森鷗正年季)　お詫のよろしく  
に、これはそのままの形では実は法律上は買収ができないことになるわけでありまして、その点について衆議院でも特にまあ付帯決議がつけられたような点もございます。政府の方といたしましては、その場合、鉱業権者に鉱区を譲渡するように十分あっせんの努力をとろうということを申し上げたわけですがあります。が、実際問題といたしまして、お話をのように租鉱権は相当狭い面積もございます。それは租鉱権のあり方が大体残炭掘りというふうな形で、広い鉱区の中で大部分を取り尽して、一部分残しておるのを取るというのが、中小の租鉱権の大半の形であります。従いましてその租鉱区自身として三千坪あるいは五千坪のものでございましても、そのまわりにはすでに鉱区としての価値のない鉱区が相当残つておる

わけでございまして、そういうものをひっくるめて事業団に譲渡させることとは、別にそう問題ではないのじやなかろうか、実際問題としては、そういうふうな分糖のやり方によりまして十分お話をのような点の大半が解決できるようになるのじやなかろうか、それについてまた通産省の方として十分あつせんの労をとるということを申し上げたわけであります。

を無理やりに政府は押しつけて貸したものだ。そして石炭が昭和二十七、八年ごろには六千万、五千三百万トンくらい出しますよにせなければならぬ、とういう意味において押しつけられた。私どもも押しつけられた一人であつた。私どもは五百何十万円かの金を押しつけられましたけれども、国の金だから払えないときには困る、こういう意味から労働組合のものとも相談をして、そうしてこの金を借りても払わなければならぬ、しかし能率が上つて払えればいいが、払えないことになると困る。お前たちはこの炭鉱を建設しておるのでだから、ほかに移りたいといふ人もあるけれども、おれの趣旨はそなうだからお前たち一年だけしんぱうしてくればということで、五百何十万の金をもらわなかつた。およそこまゝ炭鉱であるうと大きい炭鉱であろうと、私以外にないと思う。あの当時借りておつたらただ取りとりやつが多い。私はその点においてはそういうことを申し上げるのは、おかしいと思いますが、そういう意味合いからして鉱夫とともに苦しんで石炭を出すことだけは努力してきたわけであります。ところが努力したと同時に、この租鉱権者もやはり努力をしておるのです。租鉱権者は今度はこの反対にそういう恩典がないかった、鉱業権者であればこそそういう恩典はあったが、租鉱権者はそういう恩典はない。しかし石炭を出すことについても同じ炭鉱をやっている責任者上、たとえば鉱業権者に三千トンの割当をする。その三千トンの中から租鉱権者が五百トンの割当をもつておる。割当ということは強制的に出せということでもって五百トンは出さなければ

ならない。五百トン出すためには、やはり方面から資金の調達等をやつて五百トンを出すべく努力した。そうしてその五百トンを出さない限りにおいては、アメリカからの特賞というか、そういうものがもらえなかつた。そこでそういうのをもらうためにもその鉱員の奨励の一つとして、どうしても自分の資金を投資しても、その五百トンの割当を出さなければならぬことになるが、鉱業者は今申しますように設備資金とか運転資金とかを貸してくれるのだが、それが、租鉱権者にそういう恩典がなかつた。ないにもかかりませず、そういう意味において国の施策に沿うってきた租鉱権者がこの買い上げの対象にならぬことなどをどうしてなされようとするのか、どう申しますことは、この租鉱権者の中にもやはり労務者といふものがある。この労務はこの対象にないということをどうしてなされようとかしいが、たとえば私の鉱区で山川先生の鉱区の中に租鉱権が二つあるといったまゝして、それは同じところに並んでいる、隣り鉱区ですから。うするに私の方の租鉱権は私が同意して売ることにした。それで政府の方針によつて、退職金をもらえば、また政府からも特別にもらえるということとなる。ところが山川先生のところにいる租鉱権といふものは、山川先生としてはどうしても切り離して売るわけにもいかぬし、同意しがたい、こういふことになると、同じ今言った大よその施策に沿うてきた租鉱権者に對してもそういうことがあり得ないとと思う。同時に、ここに働いておる同じ従業員であつても、そんなあわれな目にあつてその施策に沿うてきた租鉱権者に對してせなければならぬということを見えて

ときだ、これはどうしても、たとえば付帶決議にうたつてあるから、必ずしもそういうふうなことにならないというようななまぬいこととの考え方でなくて、うたつてあるうとなからうと大臣は私の今言うことを主としてお考えになれば、この問題がスムーズに片づく思いますが、これはそういうふうなしこりのために——山川先生は同意してくれなかつたために、その炭鉱の租鉱権というものが買い上げの対象にならなかつたら、これに従事している従業員は黙つてはいやしない。そういう問題が起つてくるということは、先般私は福岡県の関係から種々の関係で現地参加として公職会に臨んだのです。が、この問題については非常に真剣にやつてきておる。そういう話は、通産省の方からも行かれましたから、おわかりのことだと思いますが、大臣はそういう見地に立つて、この合理化法の施行に当つて何よりも一番むずかしいといふか、「一番私どもの危惧する」とは、そういう点にあると思ひますが、一つ真剣な責任あるこれに対する大臣の決意をここではつきり明確に私に答弁をしておいてもらいたいと思います。

確言申し上げることは、ちょっと私としては十分なお研究をし、いろいろな法律上の疑義を解きませんと、何とも申し上げかねますが、しかしながら趣意はごもっとともあります。大体の処理は先ほど石炭局長の申し上げたとおりでできると思いますが、しかしながら十分研究いたしましてできるだけ御趣意に沿うように処理をいたしたいと思います。

般にそのときまで一緒に働いておりました。したところ、う人の分を代位弁済から特別に除外する必要も、必要と言つてはむしろおかしいのですがそういうふうにがんばらなければならん理由も実はございませんので、できるだけそういうふうにやりたいと思っております。ただ、これは施行の関係がござりますから、施行のそういうような関係では問題のないものにつきましては、できるだけそういうふうで確保され

○小松正雄君 そこで政府が渡されんとするものに対しても、買収の対象になるその炭鉱の離職者だけであるか、五ヵ年間に機械の近代化、縦坑の掘さくによって相当人が馘首されようといふことは、さきの質問の中にもおつき申しへのあります場合は、全部支払いたいのです。

〇國務大臣(石橋湛山君) 十分御趣旨をお願いを申し上げましたが、本日またあらためてこれをお願いをしたいといふことでありますて、石炭鉱業の審議会の中に租鉱権者の代表、従業員の代表、地方公共団体の代表、鉱害者の代表四氏を、ぜひこの石灰鉱業に関連しての審議会の中に入れてもらうよう但御考慮を願いたいと、こういうことですが、大臣の一つ確固たる御意念を聞かかしていただきたい。

必要だった枕木あるいは火薬、こういうようなものに対する買掛代金といいますか、その支払いといふようなことと、それから抵当権を持つておる銀行の借入金に対する支払いといふようなものが競合する場合ができると思うんですね、そのような場合におきましては、やはりそれらの事業に必要な資材を提供したような支払代金も、銀行の借入金なんかとよく考え方合せて、そこには不公平のなゝようて、単に銀行の勘定

まだたくさんあるだろうと思ひますけれども、本会議の関係等もありますので、この辺で質疑を打ち切る動議を提出いたします。

○阿具根登君 ちょっと質問いたしましたが、三十四条代位弁済のことについてお尋ねいたしましたが、三十三条では「鉱山労働者であつて、その買収の日後二月以内に解雇されたものに対し」「どうやらあるある」「買収の日前二月以上」とどうよろなやつもありますが、代位弁済の場合に、賃金還配でもらっておらない、その人が買上げ前にやめた場合はどうなるのでありますか、やめた場合も当然これは代位弁済してくれると思うのですが、どうですか、その点局長伺います。

○政府委員(齋藤正年君) これは「その他の業務に従事していた鉱山労働者」とどうなつておらまして、お詫びのように限定がございません。従つて法律上は買収のとままでにすでに退職しておる者には未払い賃金につきましても三十四条を適用していかんといふ理由はございません。またこの規定の本来の趣旨は三十三条と同じように買収によつて離職する人の保護の規定でござりますけれども、しかしこれは一

りあるだろうということを局長も言わ  
れていますが、どういう人たちが、  
この法律に基いて石炭鉱業合理化法の  
建前から、一応促進される上において  
相当な犠牲になつてくると思う。その  
人たちに対してもやはり政府の済金と  
いうか、そういう今法によつて示され  
ておる、出さんとする買ひ取りのもの  
の離職者だけでなく五年間に出てく  
る離職者に対しても、渡そうといふお  
考え方であるかどうかお尋ねしておき  
ます。

○古池信三君 私もいろいろ質問する  
点があつたんですが、今までに同僚委員の皆さんから相当詳しく質問が出来ましたので、かつまた時間の関係もありますから、私はこの際種々の質問は取りやめますが、ただ一点だけお尋ねしておきたいことがあります。と申しますのは、この事業団が鉱業権等を買収する場合に、これに関連して債権債務の関係が相当複雑なものがあるだろうと思うのです。その場合にたとえば労働者に支払うべき賃金、こういうふうなものは法律にも明文がありますし、優先されて支払われるというふうには存しておりますけれども、その他の債務の支払いということについてはどうなんなふうに措置がなされるか。これに対して政府は相當に指導をして、その間に不公平のないよう適正にやられるような調整をされるかどうかといふことについて、ちょっとお尋ねをしておきたいのです。

濟というようなことを言われないようないように一つ注意をしていただきたいといふ希望を申し上げておきます。

○白川一雄君 重ねて質疑打切りの動議を提出いたしたいと思います。「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉野信次君) ただいまお聞き通り、白川委員から質疑打切りの動議があつて賛成がありますから、動議は成立したものと認めます。

この動議を皆さんにお譲りいたしました。この動議に賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 多数でござります。よって質疑打切りの動議は成立いたしました。

これより討論に入ります。御意見のある方は……。

○阿久根登君 議事進行について。討論に入る前にしばらく休憩をさせていただきたいと思います。約二十分ぐらいい。今まで質問があるてそして討論する言つてもなかなかいろいろあると思ふますから……。

○委員長(吉野信次君) 速記をとめて〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君) それでは速記

を始めて。

それではこれより討論に入ります。

重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案、これをます

議題に供しますから、御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願いた

いと思います。

○栗山良夫君 ただいま討論の対象になりました重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案について申し述べます。

私はこの法律案に反対であります。

私たちもはこの法律案に反対であります。それで反対であります理由を以下申し述べますか、その前に、こう

いう法律を作らなければならないようになつた日本の産業行政のあり方とい

うとついて二、三申し上げておきま

す。それは本来ならば重油といふものは、非常にその熱効率から申しましても、あるいは扱いやすい点から申しましても、自由に使わせるべきものだと私は考えます。しかしながらそういう便利

なものがありまするゆえに、どんど

ん政府も勧奨せられ、そうして今日に及んできましたのであります。これは通産行政の一環として、数年前にそういう

政策がとられたことは事実であります。ところがその後国産のエネルギー

資源として重要な役割を果すべき石

炭の方が、漸次不況に見舞われて参りました。そしてその重要な部分が輸入重油のために圧迫を受けておるとい

うことがわかつて参りましたので、そ

こで国内資源保護の立場から申しまし

て、石炭企業を保護する立場から申しまして、どうしてもこの重油に再び手

をつけなければいかぬ、とういう状態

になつたのであります。従つて国が産業活動をいたして参りまするために

なりました重油ボイラの設置の制限

等に関する臨時措置に関する法律案につきまして、社会党を代表して意見を

おかりになります。そういう総合

は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます。

○栗山良夫君 ただいま討論の対象に

なりました重油ボイラの設置の制限

等に関する臨時措置に関する法律案につきまして、社会党を代表して意見を申し述べます。

私はこの法律案に反対であります。

私たちもはこの法律案に反対であります。それで反対であります理由を以

下申し述べますか、その前に、こう

いう法律を作らなければならないようになつた日本の産業行政のあり方とい

うとついて二、三申し上げておきま

す。それは本来ならば重油といふものは、非常にその熱効率から申しましても、あるいは扱いやすい点から申しましても、自由に使わせるべきものだと私は考えます。しかしながらそういう便利

なものがありまするゆえに、どんど

ん政府も勧奨せられ、そうして今日に及んできましたのであります。これは通産行政の一環として、数年前にそういう

政策がとられたことは事実であります。ところがその後国産のエネルギー

資源として重要な役割を果すべき石

炭の方が、漸次不況に見舞われて参りました。そしてその重要な部分が輸入重油のために圧迫を受けておるとい

うことがわかつて参りましたので、そ

こで国内資源保護の立場から申しまし

て、石炭企業を保護する立場から申しまして、どうしてもこの重油に再び手

をつけなければいかぬ、とういう状態

度配慮を加えながら運用いたしまするならば、おおむね所期の目的を達成するのではないか、こういうふうに考えます

ておるわけであります。そういう総合

は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます。

○栗山良夫君 ただいま討論の対象に

なりました重油ボイラの設置の制限

等に関する臨時措置に関する法律案につきまして、社会党を代表して意見を

おかりになります。そういう総合

は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます。

私はこの法律案に反対であります。

私たちもはこの法律案に反対であります。それで反対であります理由を以

下申し述べますか、その前に、こう

いう法律を作らなければならないようになつた日本の産業行政のあり方とい

うとついて二、三申し上げておきま

す。それは本来ならば重油といふものは、非常にその熱効率から申しましても、あるいは扱いやすい点から申しましても、自由に使わせるべきものだと私は考えます。しかしながらそういう便利

なものがありまするゆえに、どんど

ん政府も勧奨せられ、そうして今日に及んできましたのであります。これは通産行政の一環として、数年前にそういう

政策がとられたことは事実であります。ところがその後国産のエネルギー

資源として重要な役割を果すべき石

炭の方が、漸次不況に見舞われて参りました。そしてその重要な部分が輸入重油のために圧迫を受けておるとい

うことがわかつて参りましたので、そ

こで国内資源保護の立場から申しまし

て、石炭企業を保護する立場から申しまして、どうしてもこの重油に再び手

をつけなければいかぬ、とういう状態

四条の規定によりまして制限を加えていくことについては、これは通産省も責任を感じなければならない。今まで

おやりになつたならば、こういう混乱

は起きなかつたものと私は考えるのであります。しかし遺憾ながらその通産

省がもう少し長期の見通しをもつておられるわけではありません。そういう総合

は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひました。

ところが衆議院における院議をもちまして、この政府提出の原案について、重大なる修正が加えられたのであります。私どもは昨日衆議院の修正案に

おやりになつたならば、こういう混乱

は起きなかつたものと私は考えるのであります。しかし遺憾ながらその通産

省がもう少し長期の見通しをもつておられるわけではありません。そういう総合

は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひました。

私は、しかば重油の使用に関する規制をする法律が必要であるかどうか、必要でないかということになります

で、そういう状態の中におきまして、

私は、しかば重油の使用に関する規制をする法律が必要であるかどうか、必要でないかということになります

で、そういう状態の中におきまして、

私は、しかば重油の使用に関する規制をする法律が必要であるかどうか、必要でないかということになります

で、そういう状態の中におきまして、

私は、しかば重油の使用に関する規制をする法律が必要であるかどうか、必要でないかということになります

で、そういう状態の中におきまして、

私は、しかば重油の使用に関する規制をする法律が必要であるかどうか、必要でないかということになります

で、そういう状態の中におきまして、

私は、しかば重油の使用に関する規制をする法律が必要であるかどうか、必要でないかということになります

で、そういう状態の中におきまして、

私は、しかば重油の使用に関する規制をする法律が必要であるかどうか、必要でないかということになります

ある。(笑) 従つて誤りはないと思うが、あとで悪い大臣や局長が出てきたときには心配だから、修正を加えたと

いう意味で、今日全国各地から重油の燃焼設備を持つている業者から強い反対があることとも承知をいたしておりません。しかし国策のためには、これもまた漸次エネルギー対策というものがまづ次エネルギー対策といつもが一応安定の時期に達するまで、これは

責任を感じなければなりません。そういう意味で、今日は全国各地から重油の燃焼設備を持つている業者から強い反対がありましたが、その裏においては、

これが衆議院の修正部分が提案者の意向の通りに運用せざるを得ない状態の中におきまして、

私は、しかば重油の使用に関する規制をする法律が必要であるかどうか、必要でないかということになります

で、そういう状態の中におきまして、

私は、しかば重油の使用に関する規制をする法律が必要であるかどうか、必要でないかということになります

な議論を非常に重要な視せられ、そうして衆議院においてその大勢がついに修正案を可決する段取りになつたことにについても、私ははなはだ遺憾に思うのあります。

きのうもそういう衆議院の態度について私が追及をいたしまするといふと、衆議院を侮辱するところ言いまして、私は別に侮辱をするわけではない。侮辱をするわけではないが、そういう内田君のような考え方をもつて運用をいたしまするというと、結果において必ず経済の自然的な流れからいたしまして、そういうふうなことを私は指摘したのであります。これは私のただいま考えておりますことは、いさかも動搖をいたしておりません。必ずそういうふうになるであろうと思ひます。そこで非常に心配をいたしましたところ、衆議院の修正案は修正案として、実際の運用は政府原案第六条の精神を生かしてできるということあります。内田君は、大臣、局長は人がいいからそういうことをやらぬといふ前提のもとにあれを修正したという部分においてもまあ原案の通り大体であります。しかし局長は、修正したあと、衆議院の修正案は修正案として、実際の運用は政府原案第六条の精神を生かしてできるということあります。内田君は、大臣、局長は人がいいとか人が悪いとか、あるいは適用の問題においてできるとかできないとかそういうことをただ単に速記録にとどめる程度ではないのであります。この法律案は

案のもつとも中心でありますとの第六条については、はつきりとした態度を天下に表明するだけの私はものでなければならぬと思うのであります。そうすればなれば、反対する人に対しても、賛成する人に対しても、ほんとうに問題の焦点を理解させることができないと思つのであります。

かような意味をもちまして、私どもは、まことに残念であります、腹の中においては政府の原案に賛成をしておるのであります。たまたま衆議院においてとうとう骨抜きにするような修正を加えたがゆえに、私どもはこの法律案全部に反対をしなければならぬと、いう——今までわれわれはずいぶん法律案をたくさん扱って参りましたが、こういう奇妙な立場に置かれたことは初めてであります。従つて、どうか通産省当局におきましては、大臣以下その衝に当られる方は、原案の起草者でありましたから、その精神を十二分に御承知になつておることでありますし、また一日も早く日本の石炭企業を安定させ、この安定の中から重油等もさらに昔のように自由に使わしていくような対策というのをお考えいたくだくことと思ひます。そういう時期が一日も早く来ることを私は祈念をいたします。そうしてこの法律案が最大の効果を上げるように対抗をいたしますが、(笑声)折つてやまない次第であります。私の意見はここで終ります。

○古池信三君 私は自由党を代表いたしまして、重油ボイラーの設置の制限について、賛成を表するものであります。この法案は、元來こういう法律によつて重油の使用を規制するといふこ

とは、理屈的にいえば、決して好ましいことではないのです。われわれとしても必ずしも希望しないのあります。が、今日の段階におきましては、特に同時に提案されておりまする石炭鉱業合理化臨時措置法案とうらはらをなす関係にありますので、われわれはやむを得ない法律といいたしまして、賛成の意を表する次第であります。

ただ、これにつきまして一、二希望するところを申しまするならば、やはり政府はあくまで総合燃料対策あるいは総合エネルギー対策をほんとうに科学的に積み上げて、りっぱなものを作り上げて、そうしてこの大きな基本方針、基本原則にのつとて、あらゆるエネルギーあるいは燃料対策を進めてもらいたいということを、この際要望をいたしておく次第であります。それからこの法律は条文はきわめて短いのでありますけれども、規定してありますように見ますと、相当通産大臣なりあるいは行政官庁の行政の面において実質を左右し得るような点が多くあると考えます。もちろんこれにつきましては、たとえば第六条において、通商産業大臣が緊要な用途に対しても供給を確保するために必要な措置を講ぜんとする場合は、この審議会に諮問をしてなすことにはなっておるのあります。が、そうなりますれば、この審議会の権威というものは、そうちも、これが実際の運用面に当つては十分なる、周到なる配慮をされんことを切望いたします次第であります。

そこで私は本案に賛成をいたしたいと考えます。朗読いたします。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案の附帯決議案

政府は、重油ボイラー規制審議会の委員の選定にあたっては、広く燃料問題を中心とするエネルギー総合対策に関する学識経験者を選び、もって本審議会の運営に万全を期すべきである。

内容についてはことさら説明をする必要はないと存じますが、先ほどの修正案の提案者との質疑応答の中におきまして、第七条の第三項にござりまする「審議会の委員は、重油に関する学識経験者のうちから、云々」とございますが、この「重油に関する学識経験者」という意味は必ずしも狹義に解せぬであります。そういう考え方であるといふ修正者の答弁もございましたので、この辺は、通産大臣におかれましてはその委員を任命される場合に、本院のこの付帯決議の趣旨を十分に勘案され任命をしていただきたいと考える次第であります。

以上をもって私の賛成討論を終ります。

○小松正雄君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、ただいま上程されております重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案について、反対の意を表明するものとして、重油についてはある程度その本法案は、政府の説明によれば、昨年衆議院通産委員会において総合燃料対策を決定した際に、この対策の一つとして、重油についてはある程度その

使用を抑制し、かつ行政府導によって他の燃料に転換させるようしなければならないという趣旨の決議をもとにして、閣議においても同様の決議が行われたのであります。通産省はこれに基いて、行政面において重油の工場別消費規制を意味するワクの設定や、重油専焼設備の石炭専焼設備への転換勧告を次々と出してきたのであります。このような過去の事実によって考えますと、本法案の目的は当然重油の一般的需給の調整であります。

従つて、本法案上程の前提条件として、第一に経済政策的裏づけが必要であります。これについて、政府は総合エネルギー対策ありとして机上プランを提示されておるのであります。しかしながら、これは政府発表の三十年度財政投融資計画において全然無視されておりまして、実現の可能性が疑われる所以であります。

第二に、法案の施行に当つてであります。が、行政措置の準備が完全になされていいるということが必要であります。が、政府の答弁では、単に通産省官僚の一方的な統制を招く憂いを濃化させるのであって、弱小企業の立場や転換資金に関する問題等について、関連ある責任体制がないのであります。いわば本法案に必要な具体的な経済政策の裏づけなく、また行政措置の準備完了も待たずしてこの法案を出したことは、過去における通産官僚の行き過ぎた何ら法的根拠のない行政指導、すなわち官僚統制を正当化しようとするものであると思うのであります。かかる官僚独善の傾向は断じて許されることはありません。

以上は本法案に反対する第一の理由

であります。

次に、政府は本法案が総合燃料対策の一環であると称しているのであります。が、本来総合エネルギー計画は長期の資源対策でなければならないのにもかかわらず、約二年前に政府は積極的に、石炭ボイラーを重油ボイラーに転換するよう勧奨し、それが現在では法の規制によって強制的に逆転換を要求するという、一貫性を欠いた政治では、果して妥当な総合燃料対策であるか、はなはだ疑わしいのであります。しかも政府勧奨によって石炭から重油に転換した業者は、その転換に要した金はおおむね開発銀行、興業銀行、その他地方銀行から融資を受けているのであります。その借入金の三分の二はまだ償還が済んでいない今日の段階であります。政府は本法案による逆転換に要する資金について、単に融資をあつせんするのみで、責任ある転換補償を行おうとはせず、単にこのための借入金は税務会計上の必要な経費に算入するにすぎないのであります。

二十七年度後半期において各企業が石炭から重油に転換したのは、単に当局の勧奨によるのみでなく、生産コストの合理的引き下げのために、石炭価格に比して割安の重油が経済上有利であるとの合理的判断があつたからであります。従つて、かかる経済効率観念を乗り越えるところの国民経済的見地に立った、筋の通つた理由なくいたしまして、経済原則を無視した逆転換の強制は、一般産業界に異常な苦勞と苦しみを与える以外の何ものでもございません。

もちろん政府は、この法案が国内資源である石炭の有効な使用度を高め、

当面する石炭危機を突破するための総合的見地からする至上命令であると言つておるのであります。

本法案による規制を行なつて、三十五年には五百三十万キロリッターの需要化のためには重油規制を行わざとも、他に幾多の有効な方法があるはずあります。

また重油のみに重点を置いてしほる

とすれば、使用の規制以前の問題がよ

ります。

重油は主として中東ものであります

が、これの原油は四百五十円から九百

円がらみであり、これを石油国際カル

テルの圧力によつてC.I.F.価格で六千

五百円で入れている。また日本国内の

精製過程においても、六千円以上の利

潤をかけた一万三千円という価格で売

られているようで、これはまとめて驚

くべき暴利であると思うのであります。

かかる問題を国民経済的見地から

処理するの良識なくして、單に当面の

石炭対策のための逃げ道として、重油

使用の世界的傾向に逆行し経済原則に

反した方向を採用することは、戦時下

の総動員法または物資需給調整法を想

起させるものがあるのであります。

以上の諸点が本法案に反対する理由

の第二であります。

以上申し上げましたような理由を

もつて、遺憾ながら本法案に対しても反対をするものであります。

○委員長(吉野信次君) ほかに御発言がなければ討論は終結したものと認めてよろしくどうぞりますか。

労働者がほんとうに協力できるであろうかということを考えます場合に、反対せざるを得ないのでございます。

なお、本日は時間がありませんので、買い上げ代金のことについて質問はいきませんでした。

たしませんでしたが、あらゆる政府が

買られた資料、衆議院の討論等を考

えました場合に、三百坑に近い炭坑を

これにより買収されるのでございます

が、この買収された金額は労働者の手

に何ほど渡るであろうかということを考

えます場合に、抵当権者としての銀

行がまずこれより取つて、公租公課、

社会保険等が差し引かれたあとで、労

働者、中小企業者の手に渡るとするな

らば、きわめて微々たる申しわけ的な

ものであろうと私は考えるのでござい

ます。

第三点といつましても、労使関係

の問題でございますが、いかに法案が

示されておる。しかも政府の言われた

定めされましても、労働者の眞の協力

がなくてはその目的を達することはで

きないとと思うのでございます。にもか

かわりませず、賃金の据え置き等が暗

示されておる。しかも政府の言われた

明確をそのままに会社代表は信じ込ん

で、参考人としての陳述の中にもそれ

を強調いたしておるのでございます。

こういうことが今後の労使関係にさわ

めて悪影響を及ぼすことは、火を見る

よりも明らかでございます。なおまた

第五点といつましても、市町村の

対策がなつておらないと思うのでござ

います。御承知のように、炭坑は都会

のまん中にできたものではございま

せん。山間僻地に開坑されてそれを中心

に町作りがされてきたものでございま

す。この買い上げによりまして、町は

それこそ町ぐるみの失業者になるわ

けでございます。失業者に対する費用は

うんと増すでしょうし、収入はうんと

減るでございましょう。これに対する

対策が講じられておらないのでござい

ます。

第六点といつましても、能率に関す

る点でございます。先ほどの答弁で私

はどうしても納得することのできない

のは、縦坑非該当の炭坑が七十トンの

能率ということは、机上の空論だと私

は思うのでございます。

以上六項目において反対の理由を申

し上げましたが、結論的に申しますな

精製過程においても、六千円以上の利潤をかけた一万三千円という価格で売られているようで、これはまとめて驚くべき暴利であると思うのであります。

古池委員提出の付帯決議案を議題といたします。右付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 多数と認めま

す。よつて本案は、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、古池君の討論中ありました

古池委員提出の付帯決議案を議題といたします。右付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 多数と認めま

す。よつて右付帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たしません。右付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 次に、石炭鉱

業合理化臨時措置法案の討論に入りました。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと存じます。

○阿根登君 私は日本社会党第四控

室を代表いたしまして、石炭鉱業合理

化臨時措置法案に反対の意志を表明す

るものであります。

本法案が可決されるとするならば、

すでに七十万に近い失業者群の中に六

万近くの失業者を追い込むものでござ

ります。しかも、失業対策に対します質

問中にもありましたごとく、法によつ

て労働者の首を切るような法律を提

らば、炭鉱が私企業としての限界に来ておることをこの法律は物語つておる

以上の理由によりまして、反対の討論といたします。

○古池信三君 私は石炭鉱業合理化臨時措置法案に対しまして、自由党を代表して賛成の意を表す。(一九四〇年)

ます。

刻な不況に陥りまして、重大な場面に直面しておりますことは、申しますまでもないと思います。一々の企業について見ましても、大手、中小を問わず赤字に悩み、弱小の炭鉱は相次いで倒産のやむなきに至つておる。従つて、炭鉱の失業者は続出し、深刻な社会不安を惹起しつつあるような現状でございまして、これを考えますと、この際どうしても石炭鉱業に対しましては抜本的な対策を講じて、その再建をはかる方策の必要なことについては、おそらく何人も異論のないところであろうと考えるのであります。政府の今回の提案は、その対策といたしまして、石炭鉱業の合理化に関する諸般の措置を講ずることによって、石炭鉱業の今日の不況の原因をなしておりまする高炭価問題の解決をはかり、炭価水準の合理的引き下げを可能ならしめるとともに、競争相手の燃料に対する石炭の経済的優位性を確立して、その安定をはからんとしておるものと考えるのあります。石炭鉱業は国民経済の基礎をなす基本産業の一つでございます。しこうして炭価の割高は直ちに他の産業の産業のコスト高を招来し、特に輸出産業の国際競争力の弱化をも招来することになりまして、他面また石炭鉱業

自体についてもその不振の原因にならないでございます。従つて、元来賦存並存する況あるいは品質におきまして、諸外国に比して決して優秀ではない。このように置かれており、さらに年々自然的な条件は悪化をたどつておるようになりまして、さような日本の現状の条件下に生産率は低下し、生産費は高騰して石炭鉱業の現状にかんがみみづれることになります。従つて、牛乳の生産量は減少するときには、この際石炭鉱業の抜本的な合理化を行なうことは、石炭鉱業の恒久的な安定、国民经济の発展といふことを期待する上において、まさに必要となる施策であると考えるのであります。

私は以上の理由をもちまして、石炭鉱業を合理化し、低廉な石炭を供給するその体制をすみやかに確立することを、わが国経済にとって焦眉の急務であるということを痛感いたしますがゆえに、本法案に対しましては賛意を表したいのでござります。

ただ、しかしながら、本法案の具体的内容及び本法案に関連する一連の施策について見ると、本委員会の審議の過程におきまして各委員からも詳細に指摘されましたように、なお幾多の不備な点、あるいはまた今後十分研究を要すると思われる問題が存在しておりますのでございます。特に本法の施行に伴いまして、多数の失業者の発生がある協力がなくしては円滑に実施することができないと考えますので、補助金等についてはよく実情に即し、予期されるのでありまするが、これに対する失業対策につきましては、本法の運用はもとより、労使双方の心からなる協力がなくしては円滑に実施することができないと考へますので、

適時適切に実施し得られまするよう、予算上においても十分に措置をせられるると同時に、配置転換、職業補導等積極的な雇用政策についても意を用いて、遺憾なきを期していくいただきたいと考えるものであります。

また本法案は合理化施策に重点が置かれておるのでありまするが、石炭鉱業の安定は、一面において合理化を進めるとともに、他面積極的に需要拡大の方策を推進しなければならないのでありますまして、この点は電力、ガス、石炭価格等、石炭の需要分野の拡大をはかるために、今後政府の格段なる努力を要望いたしますものであります。

その他、先ほども質疑の中ございましたように、炭鉱の所在地の市町村とかような地方公共団体に不当な不利が与え、あるいは著しい悪影響を及ぼすといふようなことのないよう、特力政府は善処をせられたいといふことを希望いたします。

また鉱業権の買収に関連いたしまして、その債務の整理の場合には、公正かつ円満に実行せられるようになにかかれて、その対等導をしてもらいたいと考えのであります。

その他、法案の内容につきまして、なお改善を要するを考えられまする点、幾多ありますけれども、石炭鉱業の現状にかんがみますときに、その対等の一日の遅延も許さない窮屈状態を申しますと、これらの問題点につきましては、本法の実施に当つて、政府において十分なる留意をして、慎重に運営しておることによつて、その不備を補つていただきたいということを最後に要望いたしましたし、本法案に対する私の賛成意見とする次第であります。

なお、この際、私は本法案について次に述べまするような付帯決議を付さることを提案いたしたいと存じます。手元にお配りしてございますが、念のために私から一度朗読をいたします。  
石炭鉱業合理化臨時措置法案の付帯決議  
一、政府は、本法の施行にあたり、エネルギーの綜合需給見透しを確立し合理化推進の目標を明確なことを提案いたしたいと存じます。手元にお配りしてござりまするが、念のために私から一度朗読をいたします。

以上でございます。その内容につきましては、今までの審議の過程において、質疑応答によつて詳細に明確にされた点でござりまするのと、この際内容の説明は省略させていただきます。  
以上をもつて私の付帯決議案の提案の理由をいたします。

○上條愛一君 私は社会党第二控室を代表いたしまして、意見を申し述べたいと存じます。

わが国の炭鉱業界の実情を見ますると、直接にはデフレ政策の影響を受けまして、中小炭鉱が破産し、炭鉱の閉鎖、賃金の未払い等が続出しまして、多数の炭鉱労働者とその家族が飢餓、窮乏の惨状に追い込まれつゝあります。す今日、本合理化法案の趣旨、方針についてあえて反対するものではありませんが、政府の石炭対策並びに本法案の内容を検討するときに、これに賛成し得ないのであります。簡単にその反対理由を述べたいと存じます。

第一に、終戦後わが国のエネルギー対策は、計画的な総合対策が欠如しまして、石炭需要が漸次重油と外國炭に侵食せられるに至つたのであります。また電力界においても、水力を中心とし火力を従にするいわゆる水主火従政策が重んぜられてまして、総合的な見地から立地条件によつて火主水従政策をとるべきであったと思われますが、これらエネルギー総合対策が樹立してやらなかつたことが、今日の石炭産業へ破綻を招来しました根本原因であります。

第二には、わが国石炭対策の最も重要な問題は、言うまでもなく、石炭需給の確立であります。しかるに、政府は

この石炭需要の分野の拡大について、具体的な方策を示されておらないのであります。たとえば都市のガス施設の拡張、火力発電、特に低品位炭燃焼装置の急速なる開設、その他製塩、石炭化等の重要な施設に対する具体策が講ぜられておらないのであります。

第二に、現在の石炭の需給状況を見ますと、大手筋炭鉱は、国鉄、電力会社等大口需要に直結いたしておりますが、中小炭鉱は、中間販売業者を通じて販売するという不利、不安定な立場に立っているのでありますから、この際中小炭鉱の自主的共販組織を作るために、政府は法的保護並びに財政融資をはかり、これが実現を期すべきであると信ずるのであります。が、その意図が講ぜられておりません。

第四に、本法案の実施によって、五ヵ年間に五万七千名の失業者が予定せられておるのであります。これが対策は不明確であり、修飾的であり、形式的にすぎないのであります。国鉄川崎線、遠賀川改修工事等、公共事業、道路改修事業等に就労せしむる用意あります。労使間の交渉にゆだねられて、わずかまた中小炭鉱取扱いの規定があるにすぎないであります。労使間の交渉は、龍業権が背景となつておって、労使が対等の立場におかれている場合の処置であります。買取鉱山はすでにこの背景

がないのでありますから、労働者が不利であります。公正なる交渉は行い得られないのです。

第五に、本法案の実施にあたり、阿具根委員からも申し上げましたこと、く、天災または特別なる経済事情の変動等によりまして、石炭も満貨の激増を招来する場合、これら滞貨に対しても必要なる資金の融資を行うの処置を講ずるのを要ありと思われるのをしますが、これらの処置が講ぜられておらないのです。

第六に、最後に、標準炭価について、本法案によりますと、五ヵ年間に炭価を二割の引き下げを行わんとするのをあります。実情は大手十八社においても、現在トン当たり三百円内外の赤字を続けておると言われておるのであります。それでも、現在トン当たり三百円内外の赤字を継続しておると申しますけれども、たゞいまの決議案の趣旨を、ただ一片の決議案とせずに、それに盛られておる意思が十分に実現するようにせひつまして、賛成いたします。

なお、一言申し添えますが、私は今後この石炭鉱業合合理化臨時措置法案、それから重油に対する臨時措置法案と、こういう臨時措置法案は出さぬでござります。余計なことを申し添えますと、西独とイギリスの調査をやりましたときに、大体あそこは御承知の

ように、日本と燃料の資源状態は似ています。その結論は、石炭は弾力性がないから、その弾力性がないといふことを頭において燃料政策を立て、たゞいま私が申しましたように、それは弾力性のある重油によってその足りない点、過不足の点を補うようにしろともいいように一つやつていただきたい。それならばそういうことができるかというと、私、やるべき責任の立場にないのにできると断言することは、なはだ遺憾でありますけれども、私はできないと思います。どうしてできるかといふと、これは前の皆さんから意見が出ましたように、総合燃料対策をあらゆる情勢を検討して確立して、それを忠実に実行すれば、できると思います。その要点は、この日本の石炭の賦存状況等をよく検討しまして、日本の石炭の生産はどの程度、どの程度の生産費でやっていくかということをあらかじめきめまして、その石炭によって、過剰になれば別であります。これには、量的には過剰になると言えますけれども、日本の経済界、国が求めようの安い炭価で必要な燃料を供

から炭鉱の労働者、それから関係の方等、みな賛成いたしておりません。私ももこれをお金のものと思っておられます。しかし、その反対の人たちにも、心を打ち割って意見の交換をしてみますというと、やはり何とかしなければならぬ段階にあるから、結局や

りません。しかし、その反対の人たちにも、心を打ち割って意見の交換をしてみますというと、やはり何とかしなければならぬ段階にあるから、結局や

りません。しかし、その反対の人たちにも、心を打ち割って意見の交換をしてみますというと、やはり何とかしなければならぬ段階にあるから、結局や

りません。しかし、その反対の人たちにも、心を打ち割って意見の交換をしてみますというと、やはり何とかしなければならぬ段階にあるから、結局や

りません。しかし、その反対の人たちにも、心を打ち割って意見の交換をしてみますというと、やはり何とかしなければならぬ段階にあるから、結局や

りません。しかし、その反対の人たちにも、心を打ち割って意見の交換をしてみますというと、やはり何とかしなければならぬ段階にあるから、結局や

りません。しかし、その反対の人たちにも、心を打ち割って意見の交換をしてみますというと、やはり何とかしなければならぬ段階にあるから、結局や

りません。しかし、その反対の人たちにも、心を打ち割って意見の交換をしてみますというと、やはり何とかしなければならぬ段階にあるから、結局や

りません。しかし、その反対の人たちにも、心を打ち割って意見の交換をしてみますというと、やはり何とかしなければならぬ段階にあるから、結局や

りません。しかし、その反対の人たちにも、心を打ち割って意見の交換をしてみますというと、やはり何とかしなければならぬ段階にあるから、結局や

めです。では、その不足分に対して、重油は、そのままに調整すると。ですから、この法案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の選手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 多数と認めます。よって本案は、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 多数と認めます。よって付帯決議案を議題にいたしました。右付帯決議案を本委員会の決議として、ことに賛成の方の選手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 多数と認めます。よって付帯決議案は、多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 本日、両法案に對してそれぞれ付帯決議が付されました。この御趣意においてはむろん私どもも異論のないところでございます。十分尊重いたしました。

○委員長(吉野信次君) 本日、両法案に對してそれぞれ付帯

決議が付されました。この御趣意においてはむろん私どもも異論のないところでございます。十分尊重いたしました。

○委員長(吉野信次君) 本日、両法案に對してそれぞれ付帯

決議が付されました。この御趣意においてはむろん私どもも異論のないところでございます。十分尊重いたしました。

○委員長(吉野信次君) 本日、両法案に對してそれぞれ付帯

決議が付されました。この御趣意においてはむろん私どもも異論のないところでございます。十分尊重いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 認めます。さよう取り計らいます。

多数意見者の御署名をお願いいたしました。

多数意見者署名

〔重油ボイラの設置の制限等に  
関する臨時措置に関する法律案〕

古池 信二	高橋 衛
山川 良一	上原 正吉
小野 義夫	六郎
白川 一雄	加藤 正人
松平 勇雄	河野 謙三
上林 忠次	苦米地義三
白川 一雄	高橋 衛
古池 信二	上原 正吉
山川 良一	六郎
小野 義夫	正人
松平 勇雄	河野 謙三
上林 忠次	苦米地義三
白川 一雄	正人
河野 謙三	河野 謙三
松平 勇雄	正人
上林 忠次	河野 謙三
白川 一雄	正人
石炭鉱業合理化臨時措置法案	河野 謙三
古池 信二	高橋 衛
山川 良一	上原 正吉
小野 義夫	六郎
白川 一雄	正人
松平 勇雄	河野 謙三
上林 忠次	苦米地義三
白川 一雄	正人
河野 謙三	河野 謙三
松平 勇雄	正人
上林 忠次	河野 謙三
白川 一雄	正人

○河野謙三君 この際、私は昨日通産大臣に宿題と言つてははなはだ失礼で

すが、例の特殊物資並びに砂糖の法案、これがもし本国会に通過しなかつた場合には、次の臨時国会に至るまでの措置をいかようにされるか、これを本日政府の態度を明らかにしてもらいたい

ということをお願いしておきました

が、いよいよ会期もあと数時間で切れるとなりました。いまだに参議院

にこの両法案は回って参りません。従いまして、これは審議未了になるか、

継続審議になるかの二つであります。つきましては、この善後措置についての具体的な大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(石橋湛山君) 拝答いたしました。

金額で国庫に寄付させるところのことでもやらなければならぬと思いま

すが、そういうことになりますか。

○國務大臣(石橋湛山君) これはどういうふうにいたしますか、審議未了の場合はと、全然だめになった場合には、また違うと思います。継続審査の場合には、今お話しのように、一札をとつていくという方法も考えられるかと思

います。しかしそうでない場合には、どうも一札をとるということもいかが

かと思いまして、何か別の措置をとらなければならぬかと思います。

○河野謙三君 いずれにしましても、政府がこれに向つて、現実にわれわれの目の前で毎日々々不当利得をしてい

るこれらの業者に対する措置は、政府が責任をもつて私は善処されること

を、私のみならず、おそらくここにお

いでの各委員全体の私は政府に対する強い要望だと思いますから、何分御善

処をお願いいたします。

○國務大臣(石橋湛山君) さようござります。いかなる十分の処置がある

そのまま放置しておかない、放置しておくことを許さない、どういう御決意だけはあるのですか。

○國務大臣(石橋湛山君) さようござります。いかなる十分の処置がある

そのまま放置しておかない、放置しておくことを許さない、どういう御決意だけはあるのですか。

○委員長(吉野信次君) さけれども、何らかの措置をいたし

ます。

○河野謙三君 そういたしますと、

ちょっと伺いますが、たとえばバナナ

のごときは輸入をストップして取りま

すね。法案が通つた暁にはバナナの輸入を許可しよう、こういうことがあつたと思います。しかし、これが審議

未了並びに継続審議になりますと、いつまでも、ぜいたく品とはいうものの

も明らかであります。つきましては、バナナの輸入をストップしておくわけ

その措置をいかにされるか、この善

後措置についての具体的な大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君) 速記を始め

て。

それでは、暫時休憩いたします。

午後四時五十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた。〕

昭和三十年八月六日印刷

昭和三十年八月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局